

平成 30 年三重県議会定例会  
総務地域連携常任委員会説明資料

目 次

◎所管事項

- 1 「平成 29 年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における  
事務事業等の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 移住促進に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 中山間地域等における人材育成の取組について・・・・・・・・・・ 33
- 4 東京オリンピック・パラリンピック等に向けた取組について・・・・・・・・ 37
- 5 競技力向上の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 6 三重とこわか大会の開催準備状況について・・・・・・・・・・ 43
- 7 紀南中核的交流施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 8 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果について・・・・・・・・ 49
- 9 審議会等の審議状況について（報告）・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

○別冊資料

紀南中核的交流施設「里創人 熊野倶楽部」評価書（中間案）

○添付資料

熊野古道伊勢路アクセスガイドマップ

平成 30 年 3 月 12 日  
地域連携部

# 1 「平成29年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における 事務事業等の見直しについて

「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に記載の「事務事業の見直し」、「県単独補助金の見直し」及び「県有施設の見直し」のうち、地域連携部所管分は以下のとおりです。

## 【事務事業】

### (1) 平成29年度から平成31年度における見直し

(単位：千円)

No	細事業名 ( )内は細々事業名	見直し (予定) 年度	見直しの内容 (方向性)	平成 30年度 予算額	所管 部局名
1	情報ネットワーク維持管理費	平成29年度 ～31年度	地域の情報化を推進するための基盤として、県が整備してきた県有光ファイバーケーブル事業については、事業開始当時とは情勢が変化しており、県が事業を継続して行う必要性が低下してきたことから、平成30年度末を目標として、事業を移譲するための調整を進める。	5,875	地域連携部

## 【県単独補助金】

### (1) 平成30年度の見直し

(単位：千円)

No	細事業名 ( )内は細々事業名	見直し 年度	見直しの内容 (方向性)	平成 30年度 予算額	所管 部局名
1	ふるさと納税南部まるごと発信事業費補助金	平成30年度	ふるさと納税を活用した産業振興等に取り組むことで一定の成果が得られたことから廃止する。 なお、平成30年度以降は、これまでの成果も踏まえ、引き続き産業振興等の取組を行うことで、南部地域の活性化を推進する。	0	地域連携部 南部地域活性化局

### (2) 平成31年度以降の見直し

(単位：千円)

No	細事業名 ( )内は細々事業名	見直し (予定) 年度	見直しの内容 (方向性)	平成 30年度 予算額	所管 部局名
1	移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金	平成32年度	携帯電話不通話地域の解消に向けて、市町が整備する移動通信用鉄塔施設に対して補助するものであり、平成29年度以降、熊野市等に対する交付を見込んでいるところである。今後、地域の必要性を踏まえ、平成31年度までの利用状況等を勘案して、平成32年度以降の見直しを検討する。	1,104	地域連携部

【県有施設】

No	施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
1	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 旧三重ソフトウェアセンター社屋 <四日市市管理>	当該施設は、(株)三重ソフトウェアセンターの社屋として平成5年に建設されたものであるが、平成20年に同社を解散した後は、企業等向けに事務所等の貸付を行っている。 施設の稼働率が低迷していること、施設の大規模改修の可能性があることから、今後の見直しの方向性を定める必要がある。	【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。	地域連携部
2	ゆめドームうえの <指定管理>	当該施設は、平成9年に建設された屋内体育施設である。 県有施設としては広域利用が前提となるが、一部の施設の利用者は伊賀市内の居住者が多くを占めていること、維持管理に多額の費用を要していること、今後、多額の改修費用が見込まれることから、一層の広域での利用促進と維持管理費用の削減も含め、今後の見直しの方向性を定める必要がある。	【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。	地域連携部
3	三重交通G スポーツの杜 伊勢(体育館) <指定管理>	当該施設は、三重交通G スポーツの杜 伊勢(三重県営総合競技場)内における体育館施設として、メインアリーナ(昭和39年)及びサブアリーナ(昭和47年)が建設された。 ともに老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿には県営体育館が、近隣には体育館機能を有した県営サンアリーナが存在することから、今後の県営体育館のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。	【継続検討】 平成33年度の三重とこわか国体終了後に方向性を定める。	地域連携部
4	三重県営松阪野球場 <指定管理>	当該施設は、昭和50年に建設された。 老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、県内の主要な市営球場と比較して広域性がより高いとは認められないことなどから、今後の県営野球場のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。	【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。	地域連携部

## 2 移住促進に向けた取組について

### 1 現状

移住の促進に向けては、首都圏で移住に関する相談をワンストップで受ける常設の窓口として東京有楽町にある「ええとこやんか三重 移住相談センター」や大阪・名古屋での移住相談デスク、移住相談セミナー等により、住まいや仕事、医療、子育て、教育など移住希望者のニーズに応じた情報提供・発信や、きめ細かな相談対応を行っています。

また、ホームページやソーシャルメディア等による情報発信の充実、『『ええとこやんか三重』県と市町の移住促進検討会議』を活用した市町の受入体制の整備などにも取り組んでいるところです。

平成 29 年度は、1 月末までで、1,126 件（前年同期 881 件：約 28%増）の移住相談があり、空き家バンクや空き家リノベーション事業など県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、214 人（速報値）（前年同期 163 人：約 31%増）となっています。

### 2 ワンストップできめ細かな移住相談体制の確立

#### (1) 首都圏における相談体制

移住相談センターにおいて、移住相談アドバイザー、就職相談アドバイザー（雇用経済部）、県職員の 3 名体制で対応しています。

また、常設の相談窓口に加えて、センターの共用スペース等において市町の移住担当者とともに行うセミナーなどを展開しました。

- ①市町参加型テーマ別移住セミナー（11 回開催）
- ②起業相談デスク（4 回開催）
- ③U・I ターン就職セミナー（3 回開催）

#### (2) 関西圏における移住相談体制

「大阪ふるさと暮らし情報センター」（シティプラザ大阪）内に情報発信拠点を設置するとともに、月 1 回（第 2 土曜日）の移住相談デスクや、市町の移住担当者も参加する移住相談会などを実施しました。

- ①移住相談デスク（12 回開催）
- ②市町参加型テーマ別移住セミナー（5 回開催）
- ③起業相談デスク（4 回開催）

#### (3) 中京圏における移住相談体制

平成 28 年 9 月に株式会社モンベルと締結した「連携と協力に関する包括協定」に基づき、栄にある「モンベル名古屋店」において、毎月原則第 3 土曜日に「移住相談デスク」を実施するとともに、市町参加型テーマ別移住セミナーを今年度新たに実施しました。

- ①移住相談デスク（12 回開催予定）
- ②市町参加型テーマ別移住セミナー（1 回開催）

### 3 総合的な情報発信と移住促進に向けた気運の醸成

全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、新たに「一步先の移住～三重で実現するあなたらしいライフスタイル！～」をコンセプトとした県単独のプロモーションや関西事務所と連携した「三重の応援店舗」を活用した移住プロモーションも実施しました。

#### (1) 都市部における情報発信

①全国規模の移住フェア等の出展（首都圏4回、関西圏2回、中京圏1回）

②他県との広域連携による移住プロモーション（首都圏4回）

③県単独プロモーション（首都圏セミナー2回、現地ツアー2回）

「三重で実現する一步先の移住」をコンセプトに、「女性」、「起業希望者」をメインターゲットにして、WEB記事での情報発信と、三重に移住して活躍している方によるトークイベントやその方が活動している地域を訪ねる現地訪問ツアーを実施しました。

④「三重の応援店舗」を活用した移住プロモーション（関西圏1回）

移住者の体験談とともに、移住者が生産した食材を味わっていただくプロモーションを関西事務所と連携して、関西圏にある「三重の応援店舗」で実施しました。

#### (2) ホームページ・ソーシャルメディアによる情報発信

三重県の移住・交流のポータルサイト「ええとこやんか三重」において、市町が実施する「空き家バンク」に登録されている物件情報を一元的に閲覧・検索できるようにシステムを構築し、サイトの利便性をより高めました。平成27年度は約13,000件/月だったサイトの訪問数は、平成29年度は約22,000件/月と順調に増加しています。

また、これまでのFacebookに加え、今年度新たにTwitterによる情報発信も始め、ソーシャルメディアによる情報発信の充実を図りました。

#### (3) 「ええとこやんか三重 三重暮らしのススメ」県民会議

平成27年9月に設置した「ええとこやんか三重 三重暮らしのススメ」県民会議の第3回の会議を6月12日に開催し、平成28年度の取組結果および平成29年度の取組について報告等を行いました。

### 4 移住者を受け入れる地域の体制の整備

#### (1) 「ええとこやんか三重」県と市町の移住促進検討会議（5回開催）

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に、移住に関する全県の検討会議を設置して、県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化を図り、全県的に移住者を受け入れる体制の整備の検討や移住後に定着してもらうための先進的な支援策の情報共有を行うとともに、地域のライフスタイルをより効果的に発信していくための市町担当者の研修等を実施しました。

## (2) 市町における移住相談体制の整備状況

(平成 27 年度当初) (平成 28 年度末) (1 月末現在)

相談窓口の設置	13 市町	→	24 市町	→	26 市町
空き家バンクの開設	12 市町	→	20 市町	→	21 市町
体験ツアーの実施	7 市町	→	13 市町	→	14 市町
お試し住宅の整備	2 市町	→	5 市町	→	6 市町
相談会への出展	10 市町	→	21 市町	→	22 市町

## 5 平成 30 年度の取組について

平成 29 年度は、引き続き相談者数および移住者数も大幅に伸びるとともに、市町の受入体制の整備も順調に進んできました。

平成 30 年度も引き続き、市町や関係部局と緊密に連携しながら、特に以下の取組に注力し、移住の促進を図っていきます。

### (1) 多様な就労情報の掘り起こし

移住希望者は特に就労情報へのニーズが高いことから、市町や関係機関と連携し、地域の小規模事業者や伝統産業の承継(担い手)、地域が求める仕事など、ハローワークの求人情報にはない多様な就労情報を掘り起こし、情報提供していきます。

### (2) ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の発信

移住希望者は、病院や保育所の数や交通アクセスなどの生活の場所に関する情報や給与・労働条件などの求人情報だけではなく、働き方や余暇の過ごし方、地域行事やコミュニティの状況などその地域での「暮らし方」を知りたいとのニーズを持っています。

そのため、三重県単独プロモーションをリニューアルし、「仕事」や「住まい」、「生活環境」などの情報を一堂に集め、三重での「暮らし方」の魅力を感じてもらおう三重県単独フェア「三重の暮らしの見本市(仮称)」を市町等と連携して首都圏で実施するなど、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信していきます。

### (3) 現地訪問への誘導強化

実際に三重県に現地訪問された方の約半数が移住を決断されている一方で、相談に来られた方のうち現地訪問された方は約 1 割にとどまっています。

より多くの方に三重県に訪れていただくために、掘り起こした多様な就労情報を活用し、「仕事」などの体験メニューを充実するとともに、大都市圏での情報発信を行うなど、現地訪問への誘導を強化します。

**移住者  
(全体)**

平成 30 年 1 月末現在 (速報値)

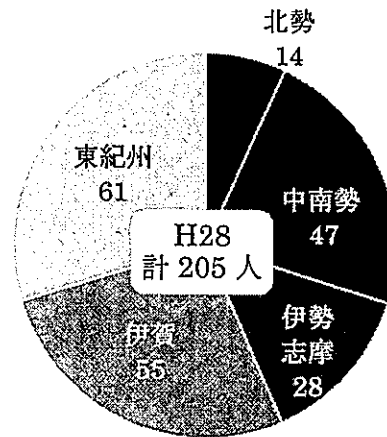
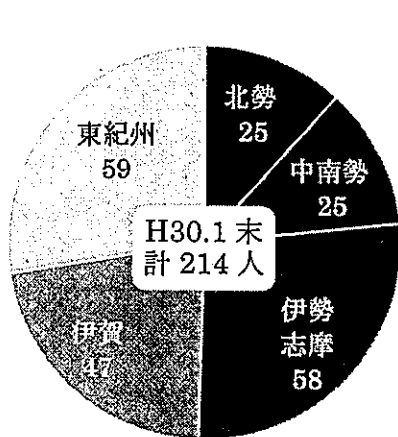
県および市町の施策を利用した県外からの移住者の内訳 214 人

	H30.1 末 (速報値)			参考 : H28		
	項目	移住者数	割合	項目	移住者数	割合
内 訳	空き家バンク	67 人	31.3%	空き家バンク	85 人	41.5%
	市町の補助・助成制度利用	61 人	28.5%	その他各市町施策	58 人	28.3%
	市町移住相談窓口利用	27 人	12.6%			
	その他各市町施策	7 人	3.3%	空き家リノベーション事業	16 人	7.8%
	空き家リノベーション事業	12 人	5.6%	地域おこし協力隊 (任期終了)	4 人	2.0%
	地域おこし協力隊 (任期終了)	7 人	3.3%	青年就農給付金	2 人	1.0%
	青年就農給付金	0 人	0%	その他県施策	40 人	19.5%
	その他県施策	33 人	15.4%	合計	205 人	-
	合計	214 人	-	合計	205 人	-

(1) 移住先の地域

H30.1 末

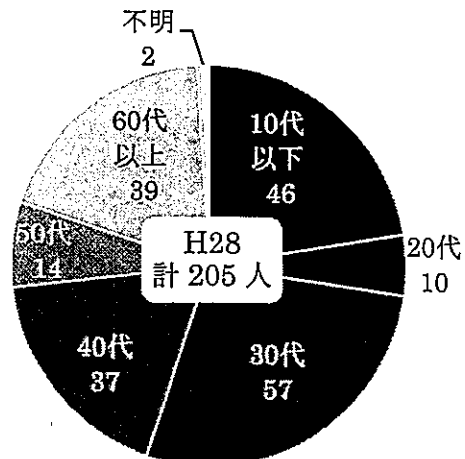
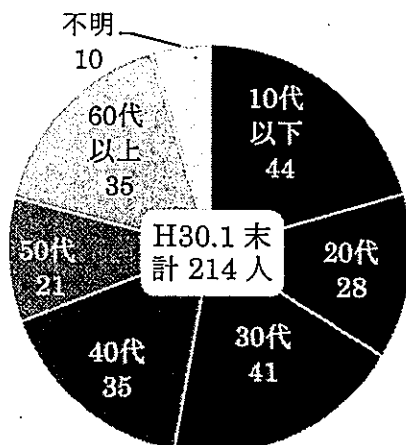
参考 : H28



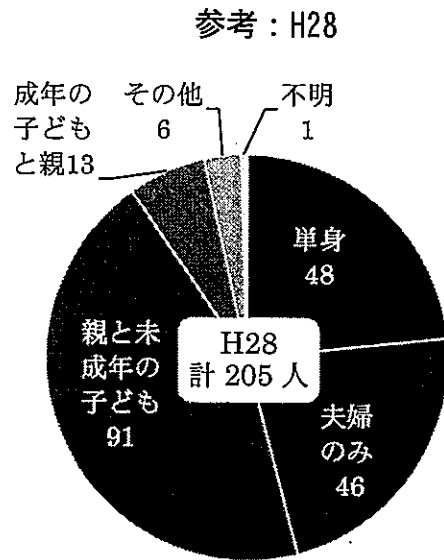
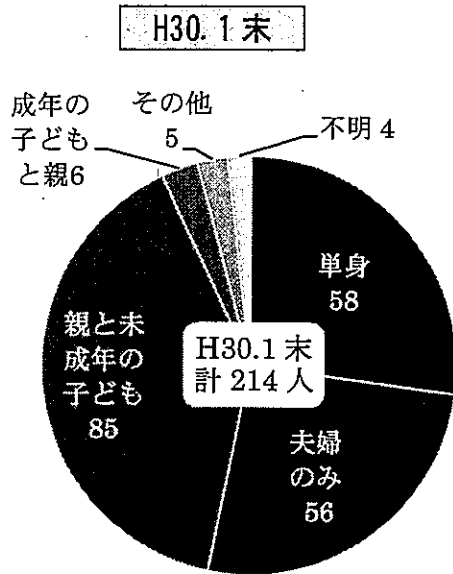
(2) 年代

H30.1 末

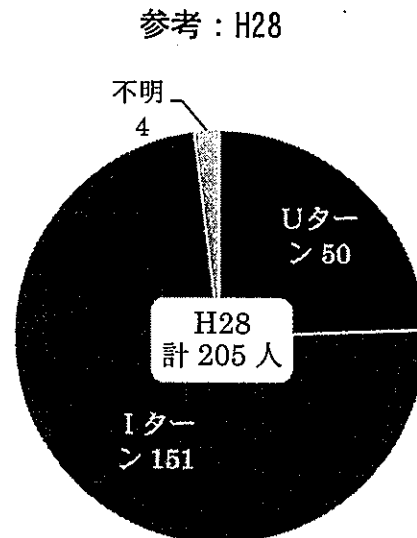
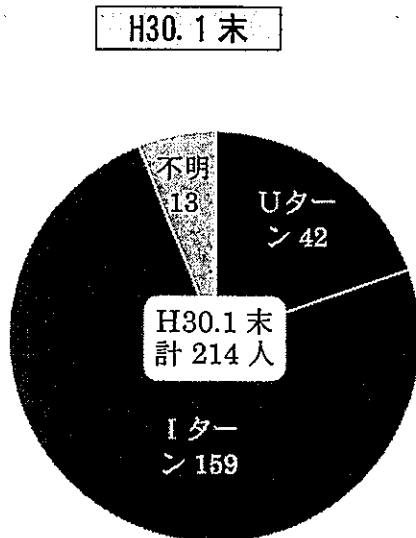
参考 : H28



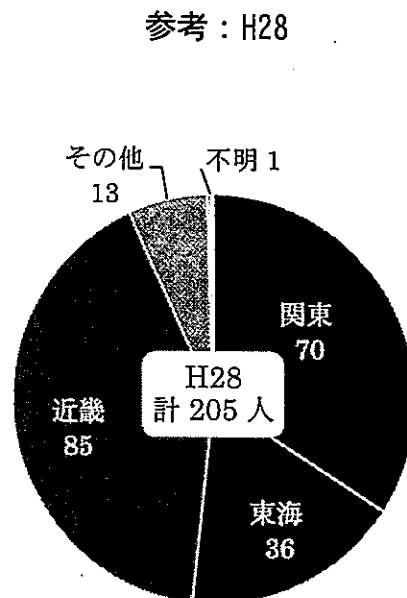
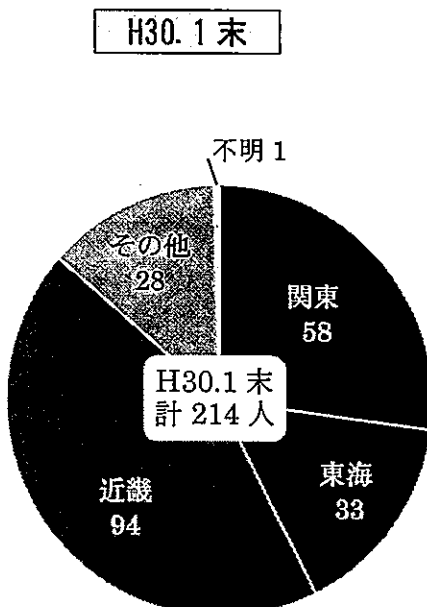
(3) 家族構成



(4) Uターン/Iターン

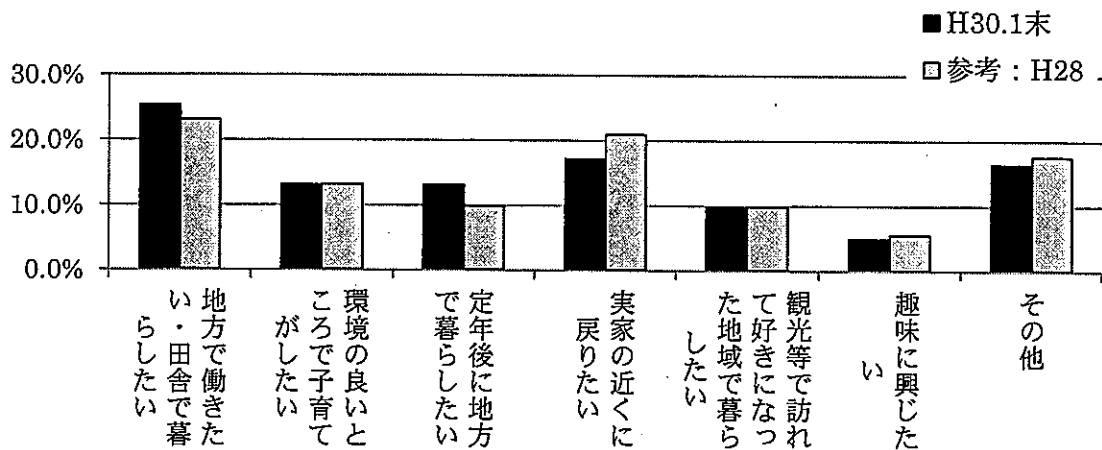


(5) 移住前の住所



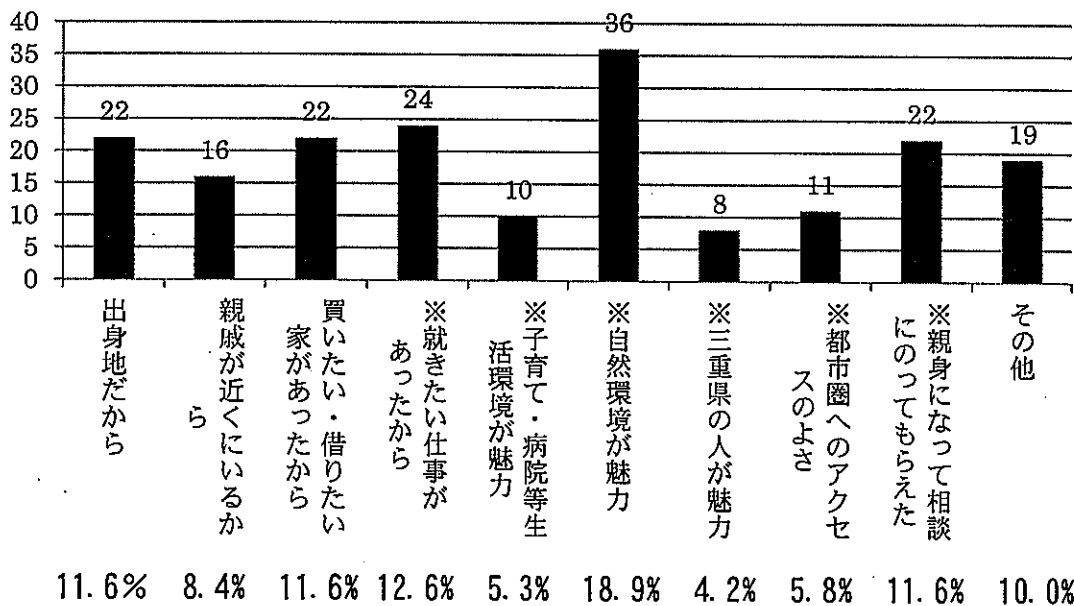


(6) 移住のきっかけ (複数回答有 延べ H30.1 末 : 122 件、H28 : 91 件)

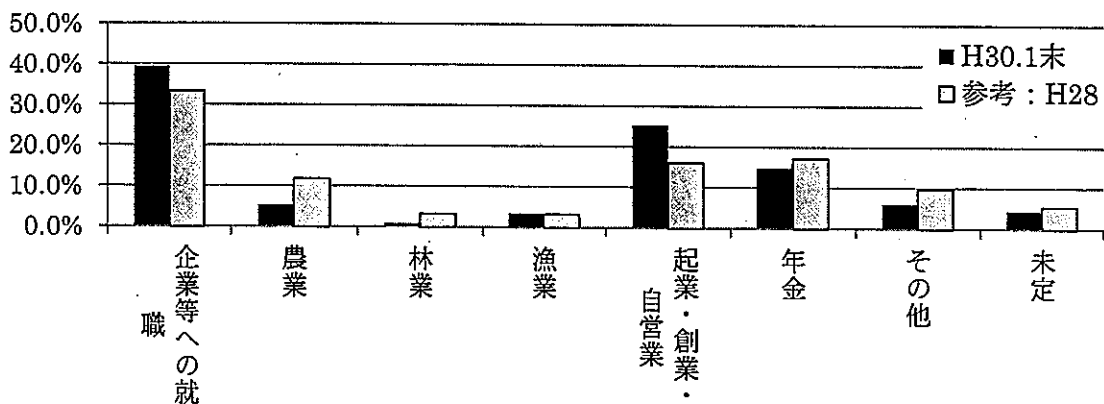


	H30.1 末	25.4%	13.1%	13.1%	17.2%	9.8%	4.9%	16.4%
H28	23.1%	13.2%	9.9%	20.9%	9.9%	5.5%	17.6%	

(7) 三重県に決めた理由 (複数回答有 延べ 190 件) ※・H29 年度新規項目



(8) 移住後の生活基盤 (複数回答有 延べ H30.1 末 : 114 件、H28 : 93 件)



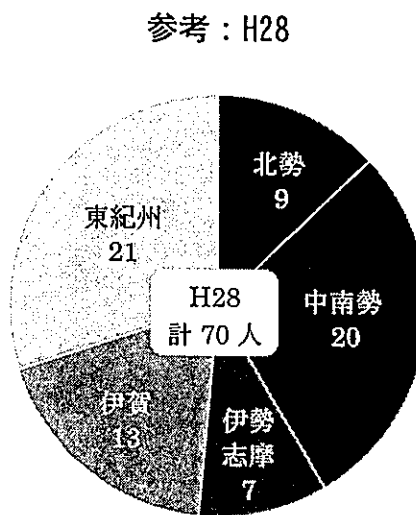
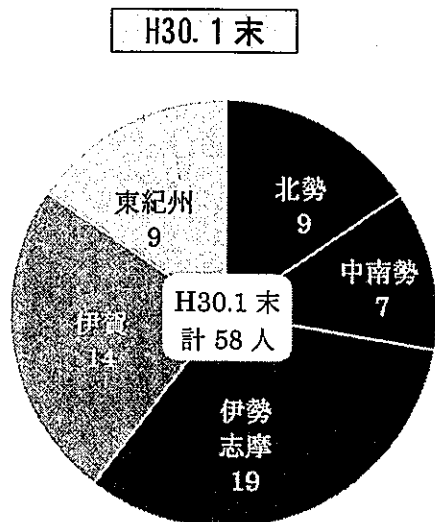
	H30.1 末	39.5%	5.3%	0.9%	3.5%	25.4%	14.9%	6.1%	4.4%
H28	33.3%	11.8%	3.2%	3.2%	16.1%	17.2%	9.7%	5.4%	

平成 30 年 1 月末現在（速報値）  
 県および市町の施策を利用した県外からの移住者の内訳（関東 58 人）

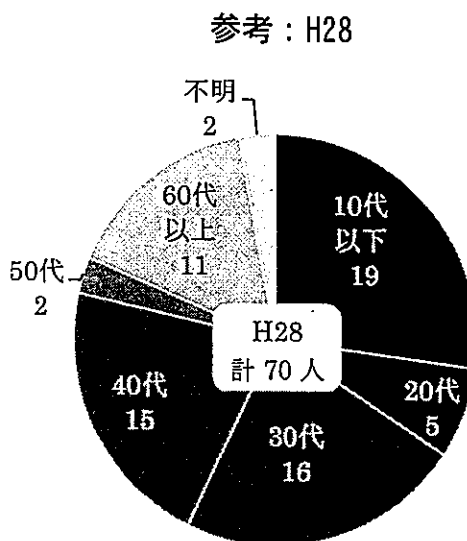
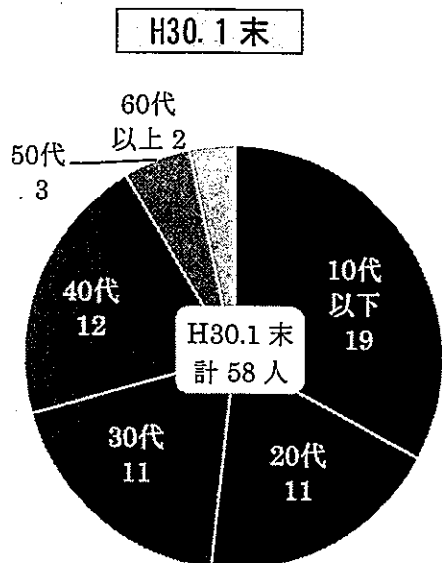
**移住者  
（関東）**

H30.1 末（速報値）			参考：H28		
項目	移住者数	割合	項目	移住者数	割合
空き家バンク	3 人	5.2%	空き家バンク	24 人	34.3%
市町の補助・助成制度利用	9 人	15.5%	その他各市町施策	13 人	18.6%
市町移住相談窓口利用	18 人	31.0%			
その他各市町施策	4 人	6.9%			
空き家リノベーション事業	5 人	8.6%	空き家リノベーション事業	1 人	1.4%
地域おこし協力隊（任期終了）	1 人	1.7%	地域おこし協力隊（任期終了）	3 人	4.3%
青年就農給付金	0 人	0%	青年就農給付金	0 人	0%
その他県施策	18 人	31.0%	その他県施策	29 人	41.4%
合計	58 人	-	合計	70 人	-

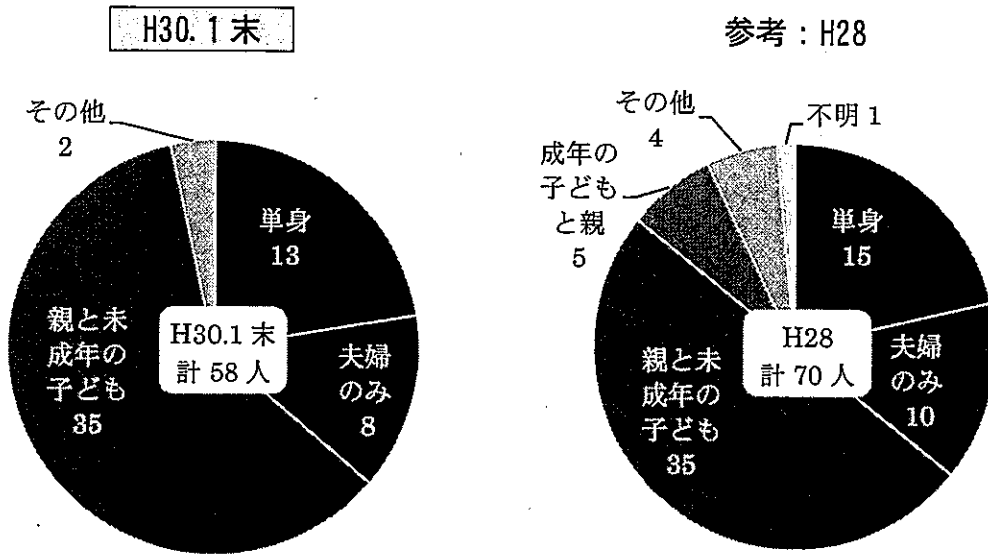
(1) 移住先の地域



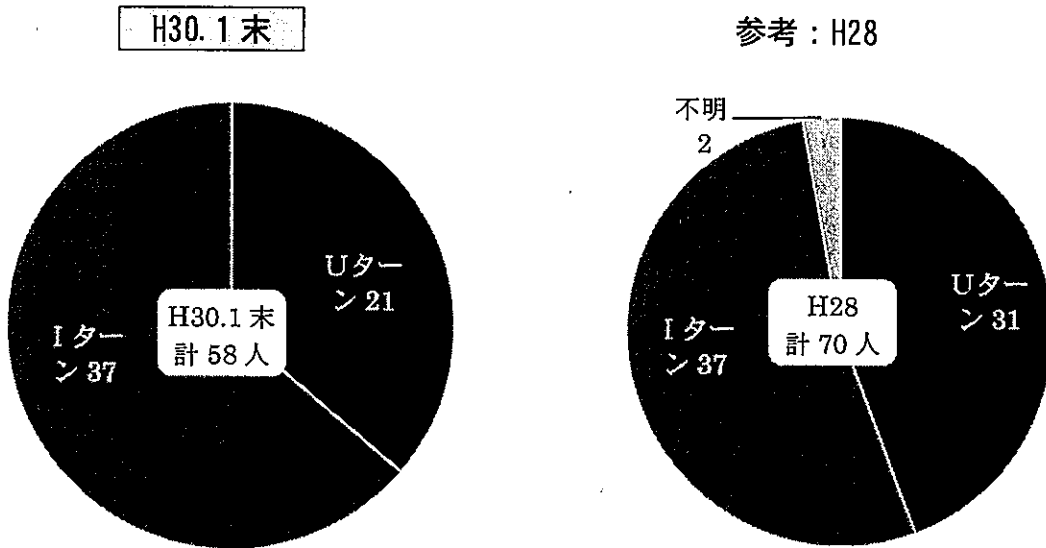
(2) 年代



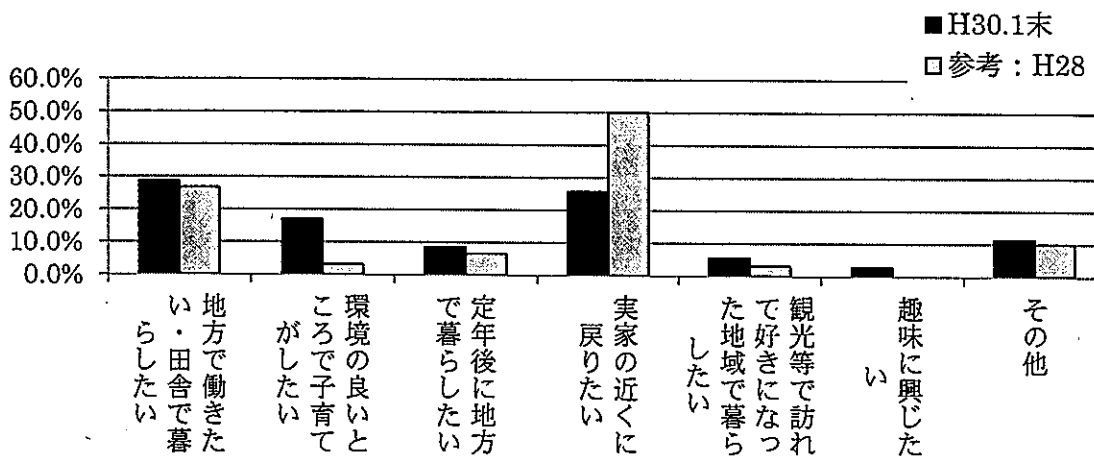
(3) 家族構成



(4) Uターン/Iターン

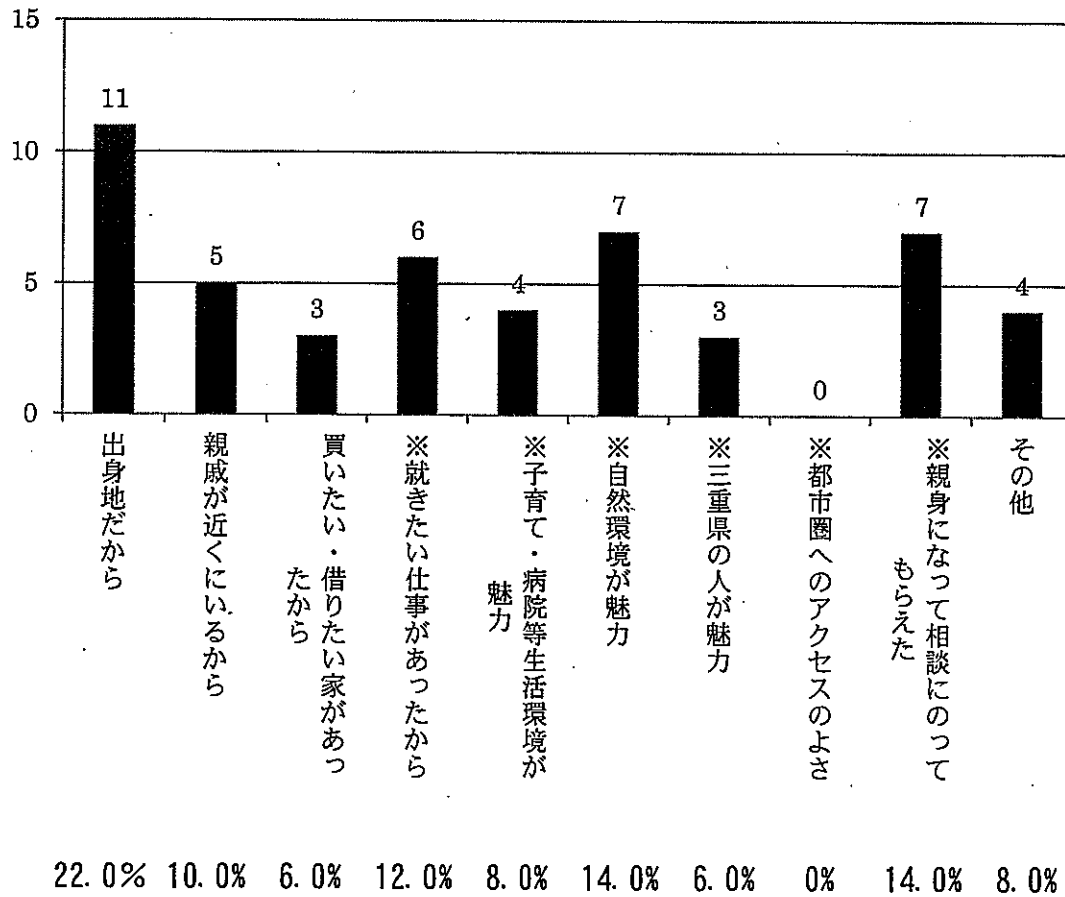


(5) 移住のきっかけ (複数回答有 延べ H30.1末 : 35 件、H28 : 30 件)

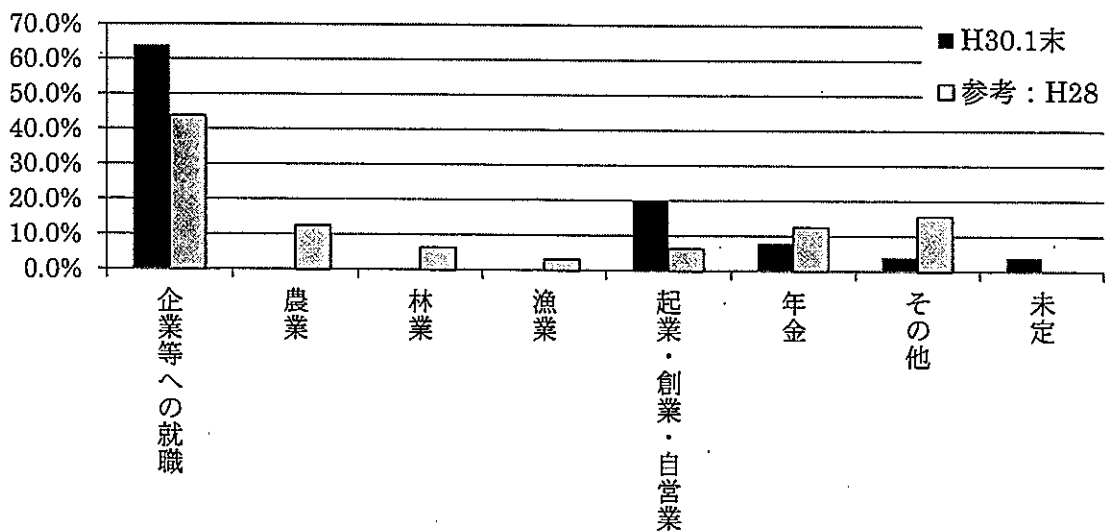


	H30.1末	H28
地方で働きたい・田舎で暮らしたい	28.6%	26.7%
環境の良いところで子育てしたい	17.1%	3.3%
定年後に地方で暮らしたい	8.6%	6.7%
実家の近くに暮らしたい	25.7%	50.0%
観光等で訪れた地域で暮らしたい	5.7%	3.3%
趣味に興じた	2.9%	0%
その他	11.4%	10.0%

(6) 三重県に決めた理由 (複数回答有 延べ 50 件) ※・・H29 年度新規項目



(7) 移住後の生活基盤 (複数回答有 延べ H30.1 末 : 25 件、H28 : 32 件)



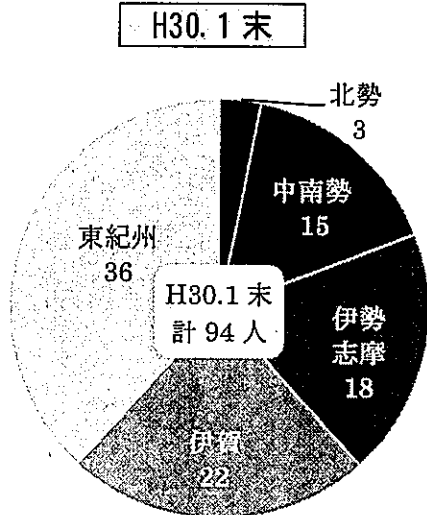
H30.1 末	64.0%	0%	0%	0%	20.0%	8.0%	4.0%	4.0%
H28	43.8%	12.5%	6.3%	3.1%	6.3%	12.5%	15.6%	0%

**移住者  
(近畿)**

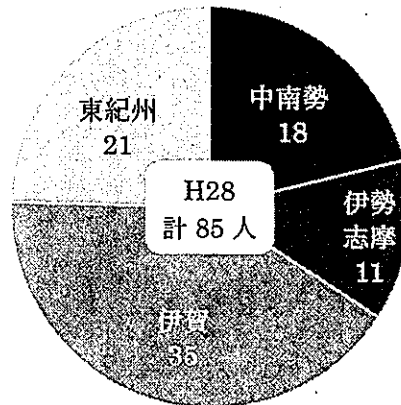
平成 30 年 1 月末現在 (速報値)  
 県および市町の施策を利用した県外からの移住者の内訳 (近畿 94 人)

	H30.1 末 (速報値)		参考 : H28			
	項目	移住者数	割合	項目	移住者数	割合
内訳	空き家バンク	41 人	43.6%	空き家バンク	33 人	38.8%
	市町の補助・助成制度利用	36 人	38.3%	その他各市町施策	29 人	34.1%
	市町移住相談窓口利用	6 人	6.4%			
	その他各市町施策	0 人	0%			
	空き家リノベーション事業	5 人	5.3%	空き家リノベーション事業	12 人	14.1%
	地域おこし協力隊 (任期終了)	2 人	2.1%	地域おこし協力隊 (任期終了)	1 人	1.2%
	青年就農給付金	0 人	0%	青年就農給付金	1 人	1.2%
	その他県施策	4 人	4.3%	その他県施策	9 人	10.6%
	合計	94 人	-	合計	85 人	-

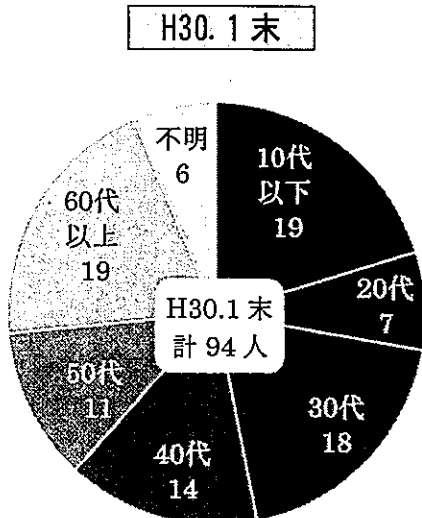
(1) 移住先の地域



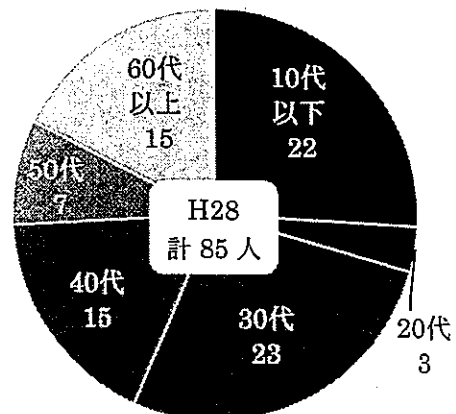
参考 : H28



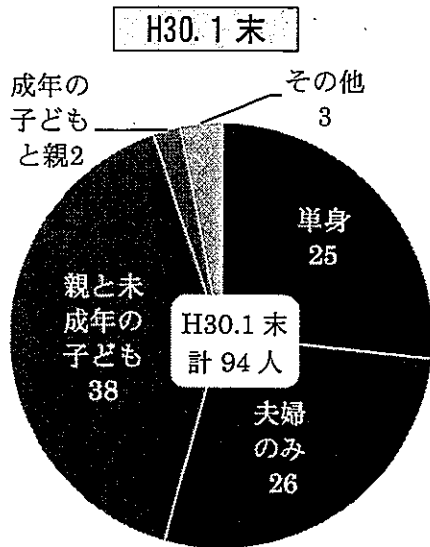
(2) 年代



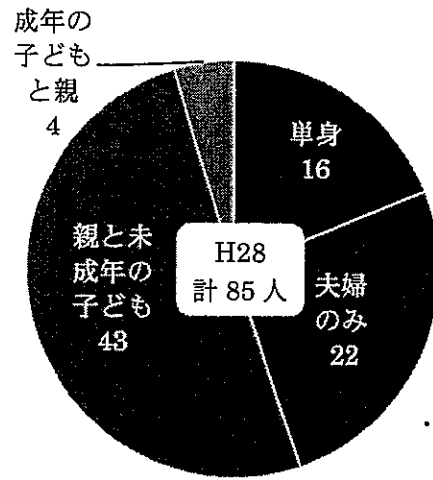
参考 : H28



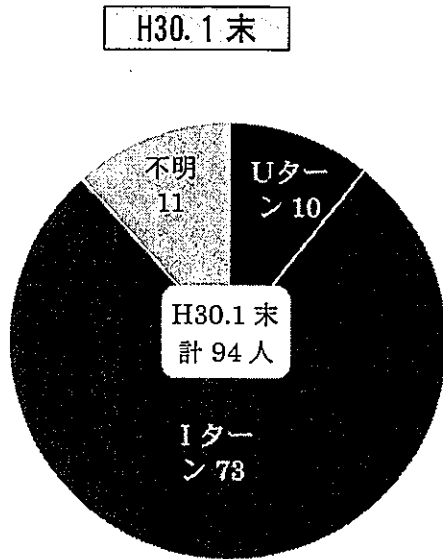
(3) 家族構成



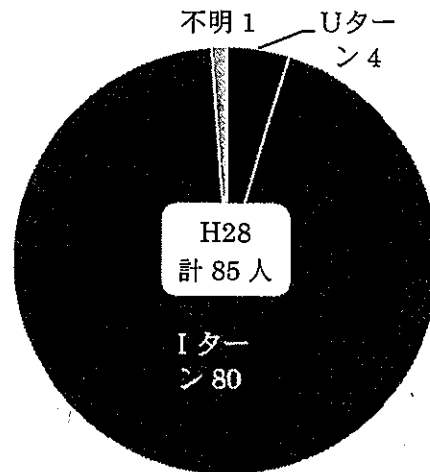
参考：H28



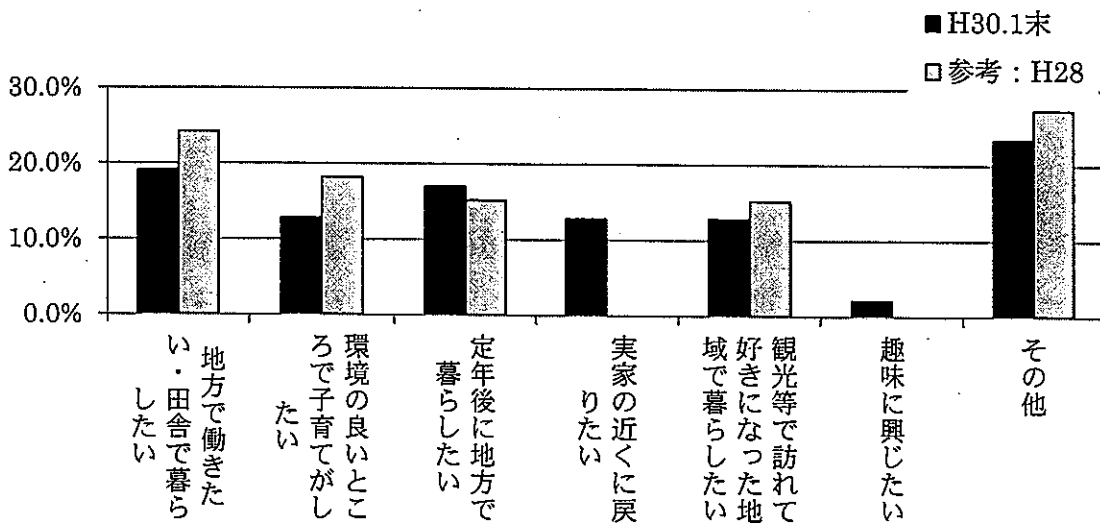
(4) Uターン/Iターン



参考：H28

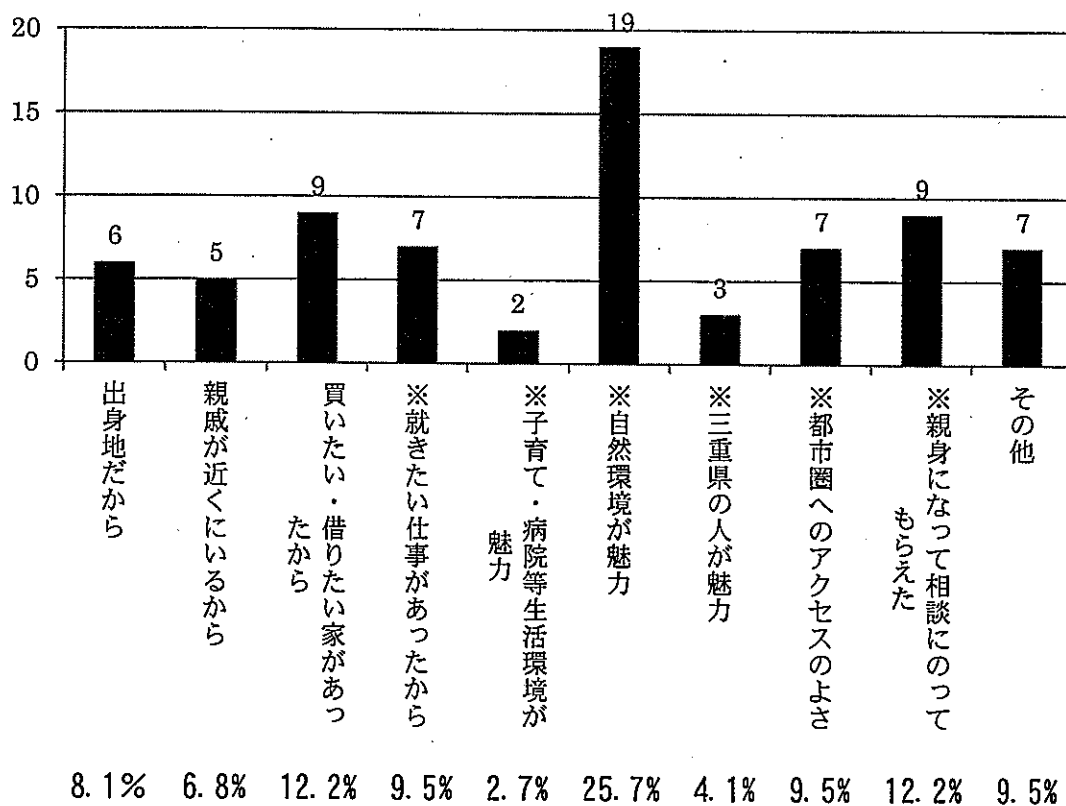


(5) 移住のきっかけ (複数回答有 延べ H30.1 末：47 件、H28：33 件)

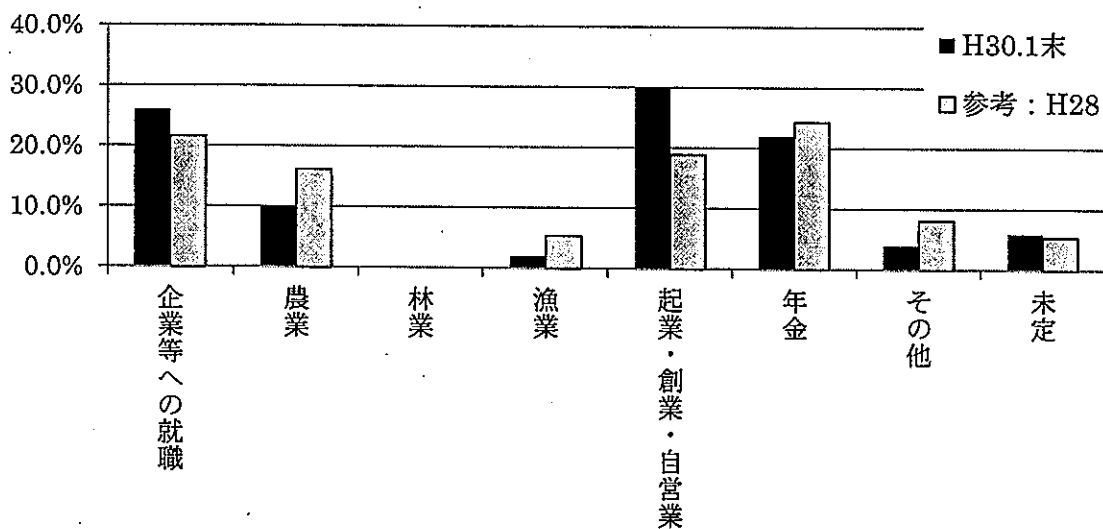


H30.1 末	19.1%	12.8%	17.0%	12.8%	12.8%	2.1%	23.4%
H28	24.2%	18.2%	15.2%	0%	15.2%	0%	27.3%

(6) 三重県に決めた理由 (複数回答有 延べ74件) ※H29年度新規項目



(7) 移住後の生活基盤 (複数回答有 延べ H30.1 末 : 50 件、H28 : 37 件)



H30.1 末	26.0%	10.0%	0%	2.0%	30.0%	22.0%	4.0%	6.0%
H28	21.6%	16.2%	0%	5.4%	18.9%	24.3%	8.1%	5.4%

平成 30 年 1 月末現在（速報値）  
 県および市町の施策を利用した県外からの移住者の内訳（東海 33 人）

移住者  
 （東海）

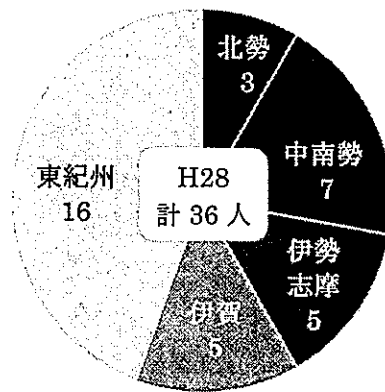
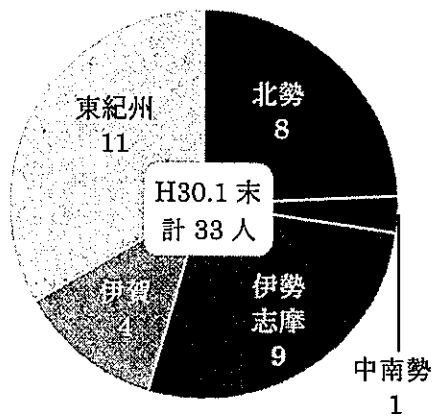
H30.1 末（速報値）			参考：H28		
項目	移住者数	割合	項目	移住者数	割合
空き家バンク	12 人	36.4%	空き家バンク	23 人	63.9%
市町の補助・助成制度利用	7 人	21.2%	その他各市町施策	10 人	27.8%
市町移住相談窓口利用	1 人	3.0%			
その他各市町施策	2 人	6.1%			
空き家リノベーション事業	2 人	6.1%	空き家リノベーション事業	3 人	8.3%
地域おこし協力隊（任期終了）	2 人	6.1%	地域おこし協力隊（任期終了）	0 人	0%
青年就農給付金	0 人	0%	青年就農給付金	0 人	0%
その他県施策	7 人	21.2%	その他県施策	0 人	0%
合計	33 人	-	合計	36 人	-

内訳

(1) 移住先の地域

H30.1 末

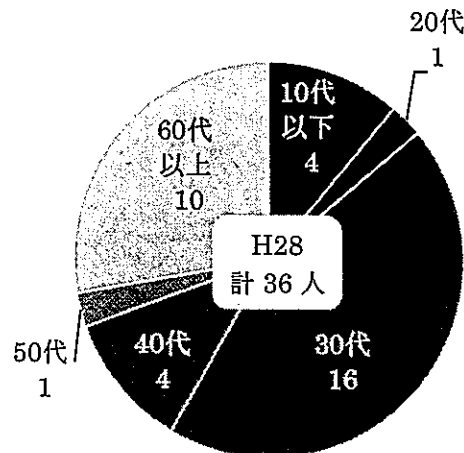
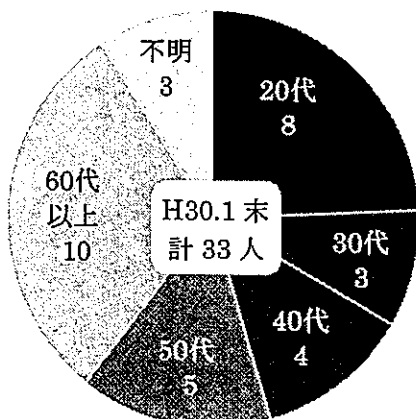
参考：H28



(2) 年代

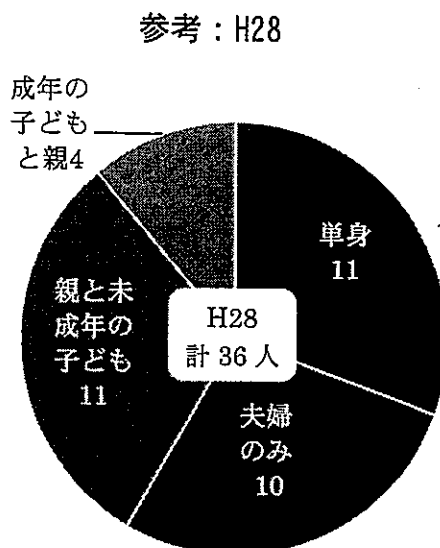
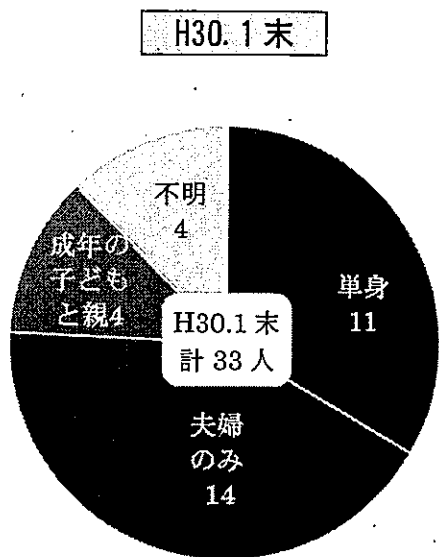
H30.1 末

参考：H28

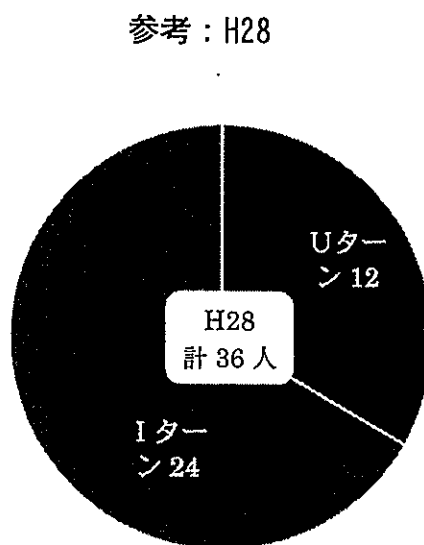
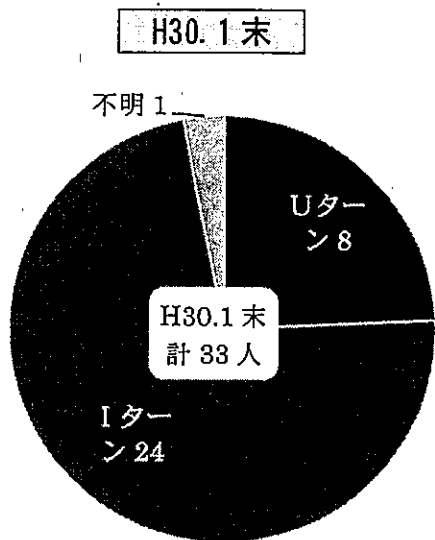




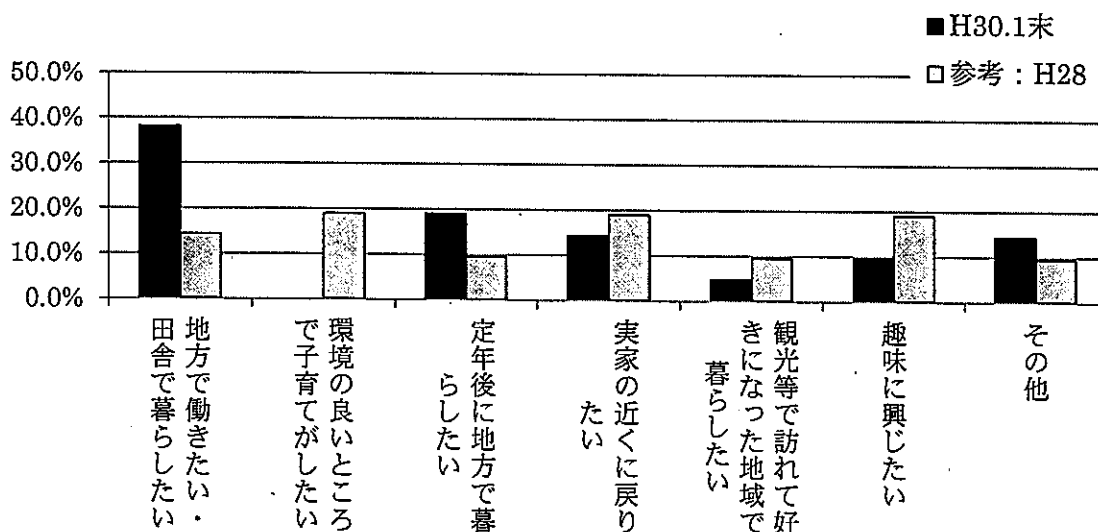
(3) 家族構成



(4) Uターン/Iターン

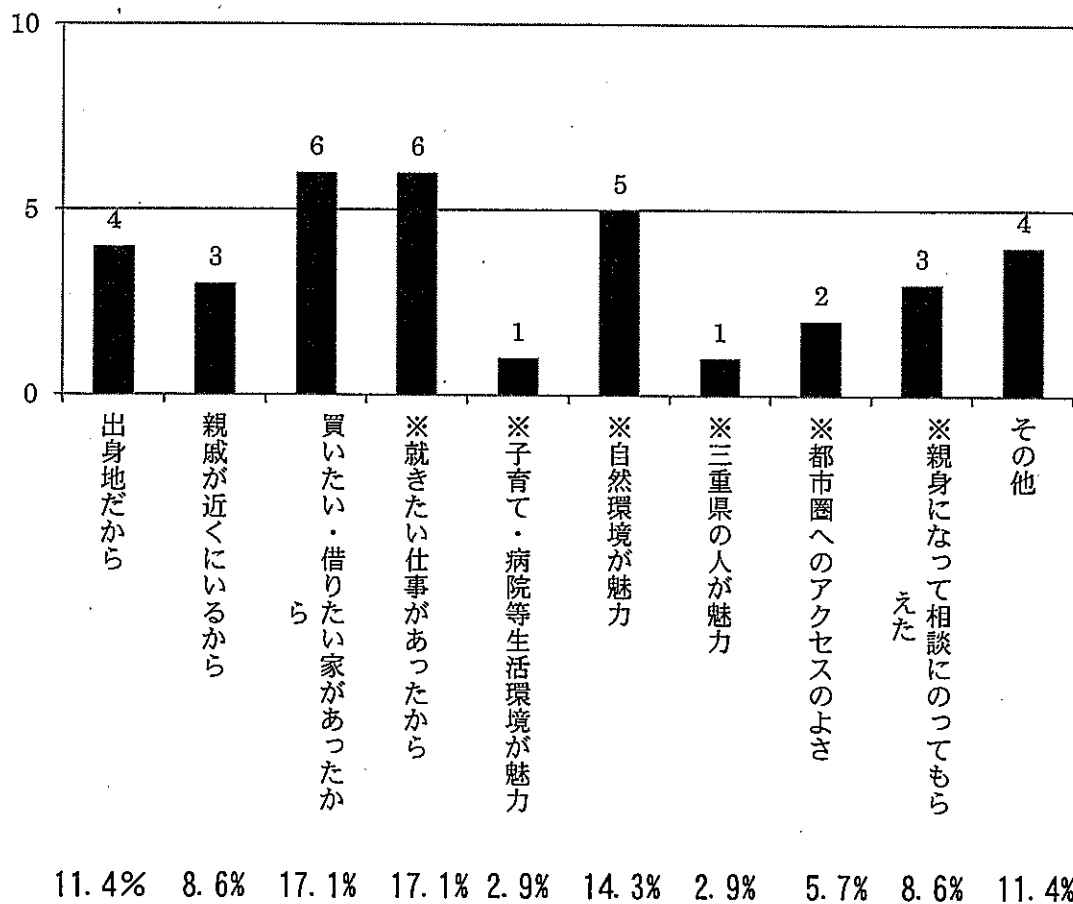


(5) 移住のきっかけ (複数回答有 延べ H30.1末：21件、H28：21件)

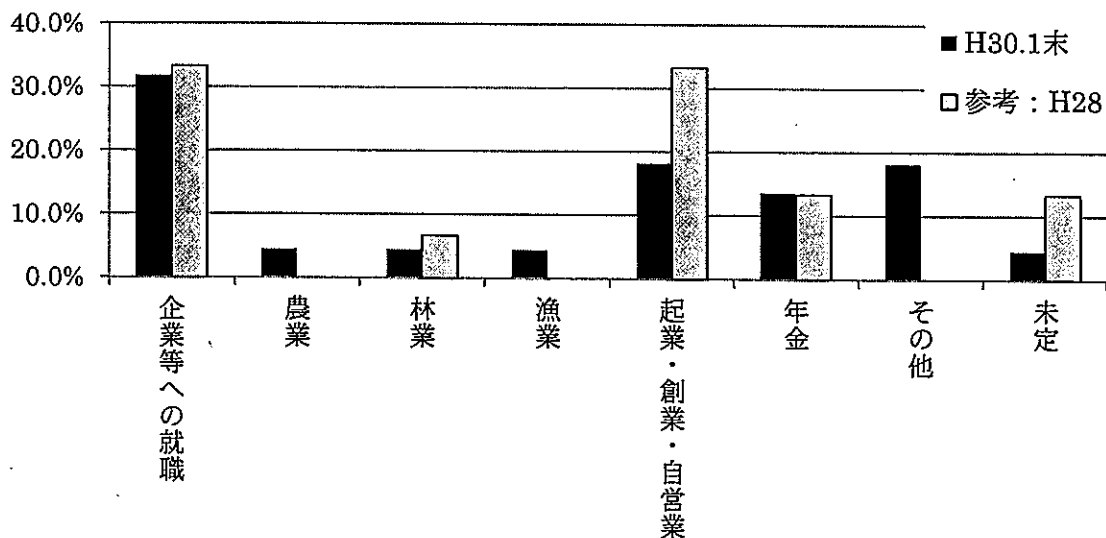


H30.1末	38.1%	0%	19.0%	14.3%	4.8%	9.5%	14.3%
H28	14.3%	19.0%	9.5%	19.0%	9.5%	19.0%	9.5%

(6) 三重県に決めた理由 (複数回答有 延べ 35 件) ※・H29 年度新規項目



(7) 移住後の生活基盤 (複数回答有 延べ H30.1 末 : 22 件、H28 : 15 件)



H30.1 末	31.8%	4.5%	4.5%	4.5%	18.2%	13.6%	18.2%	4.5%
H28	33.3%	0%	6.7%	0%	33.3%	13.3%	0%	13.3%

**相談者  
(全体)**

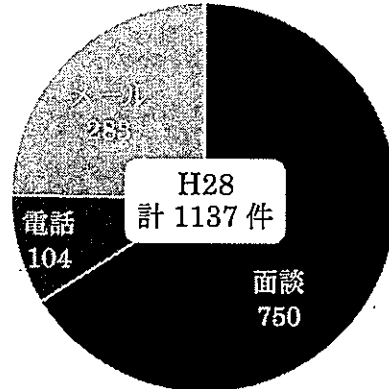
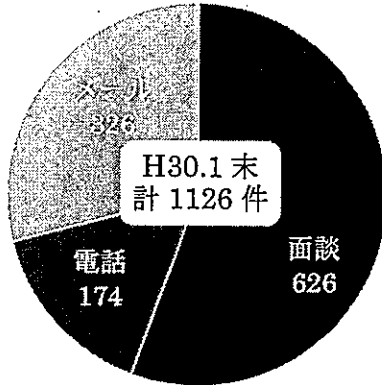
平成 30 年 1 月末「ええとこやんか三重移住相談センター」の相談状況

(相談件数 1126 件)

(1) 相談方法

H30.1 末

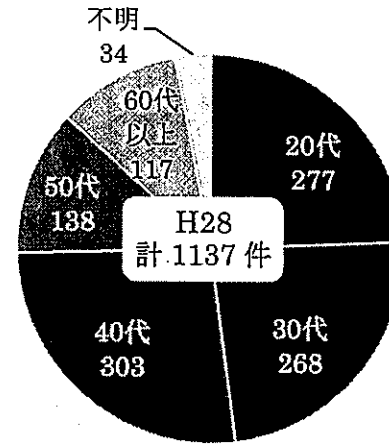
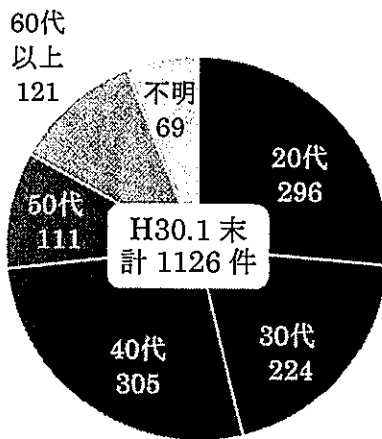
参考：H28



(2) 年代

H30.1 末

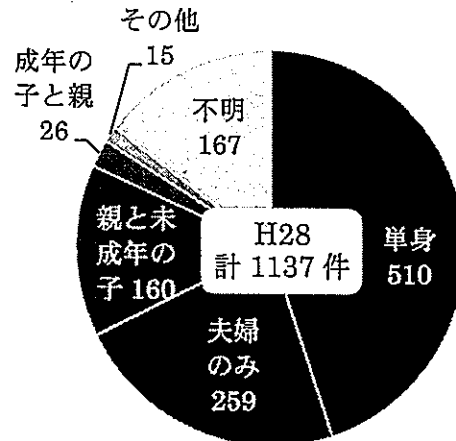
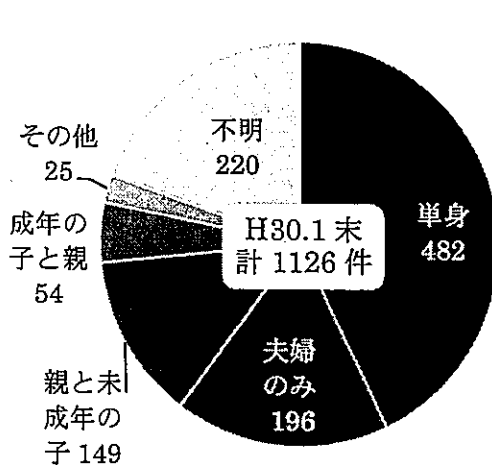
参考：H28



(3) 家族構成

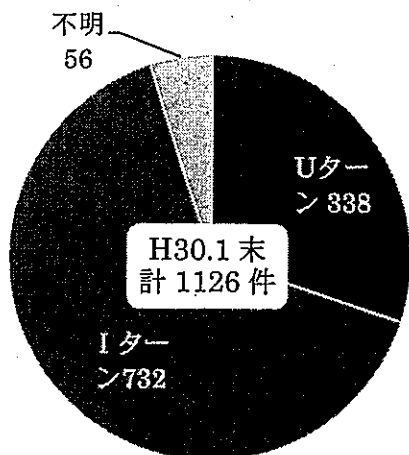
H30.1 末

参考：H28

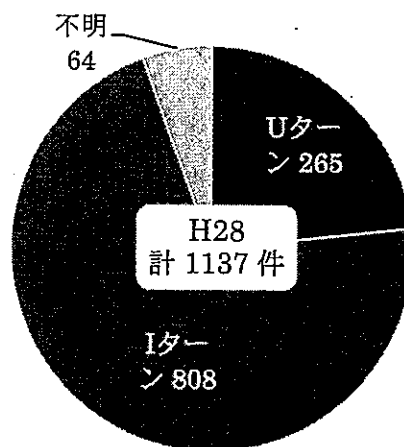


(4) Uターン/Iターン

H30.1末

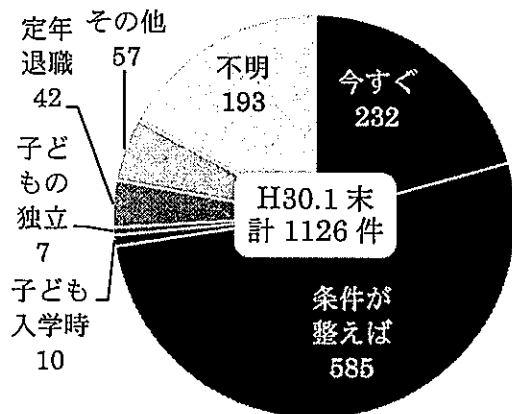


参考：H28

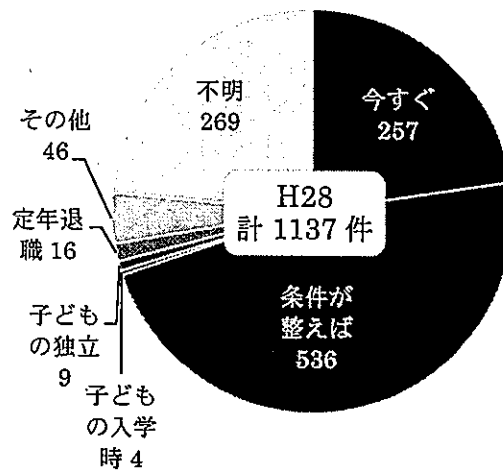


(5) 移住希望時期

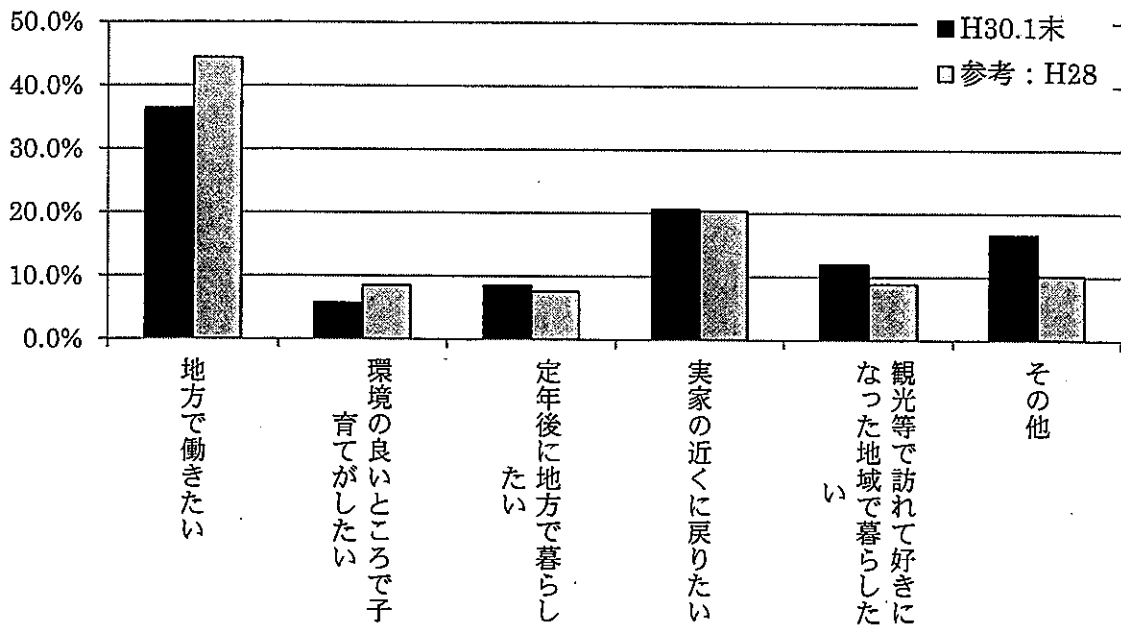
H30.1末



参考：H28

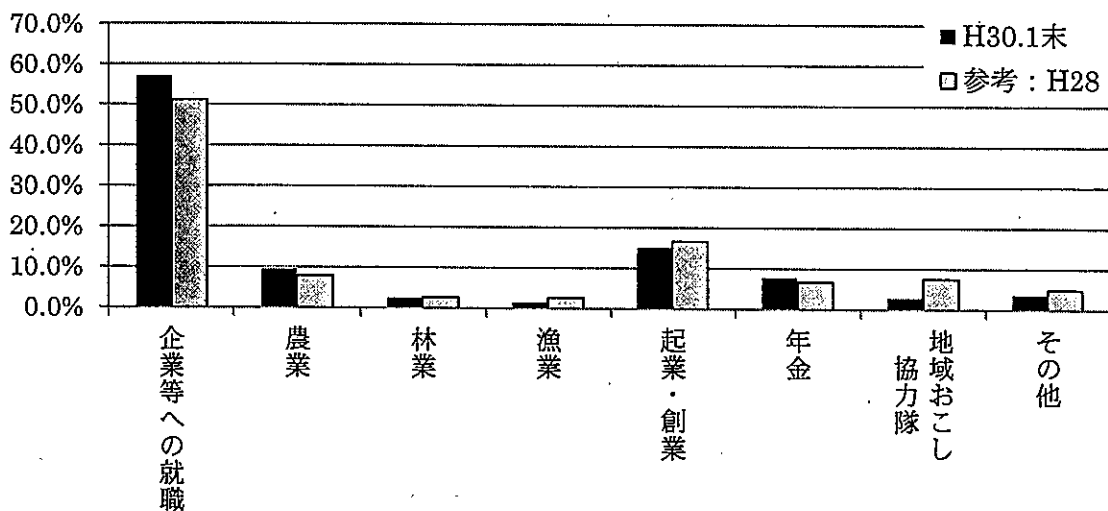


(6) 相談のきっかけ (複数回答有 延べ H30.1末:1292件、H28:1230件)



H30.1末	36.4%	5.7%	8.5%	20.7%	12.0%	16.6%
H28	44.4%	8.5%	7.6%	20.4%	8.9%	10.2%

(7) 移住先での生活基盤 (複数回答有 延べ H30.1末:1302件、H28:1126件)



H30.1末	57.2%	9.5%	2.5%	1.5%	15.1%	7.8%	2.8%	3.6%
H28	51.2%	7.9%	2.7%	2.7%	16.6%	6.7%	7.5%	4.9%

平成 30 年 1 月 末 東京での相談状況

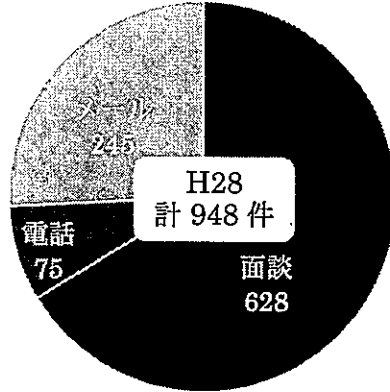
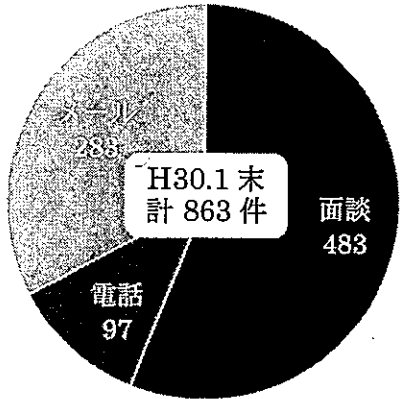
**相談者  
(東京)**

(相談件数 863 件)

(1) 相談方法

H30.1 末

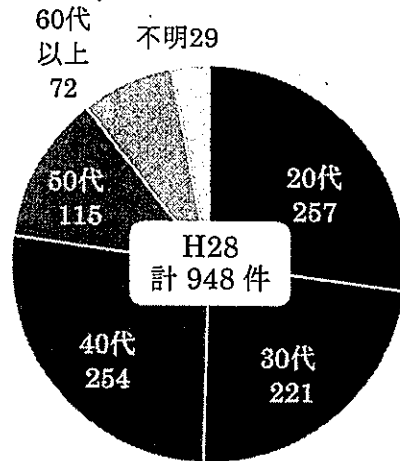
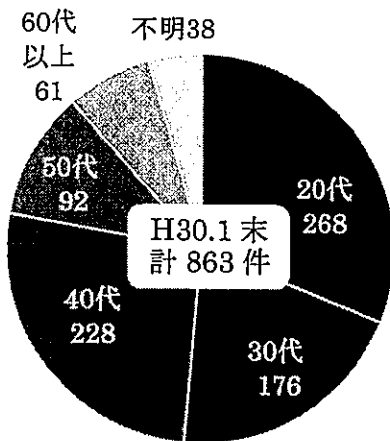
参考：H28



(2) 年代

H30.1 末

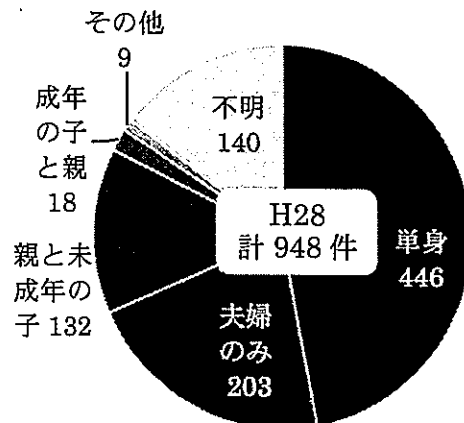
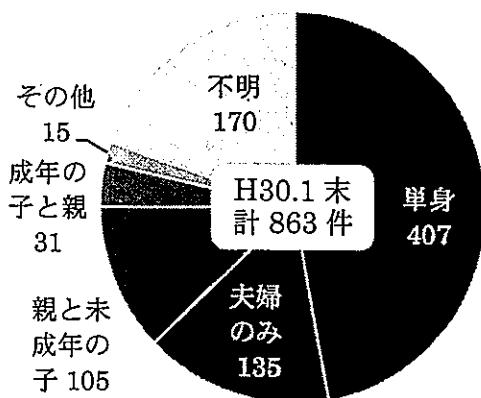
参考：H28



(3) 家族構成

H30.1 末

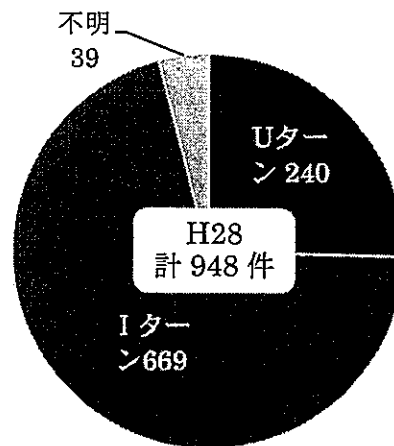
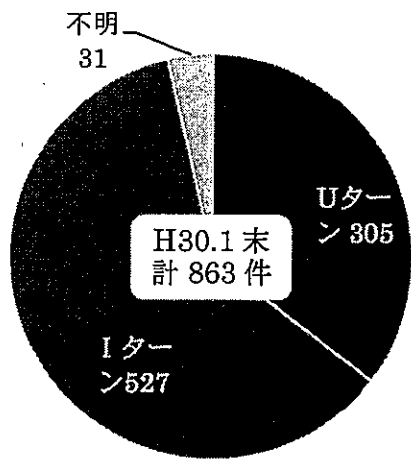
参考：H28



(4) Uターン/Iターン

H30.1末

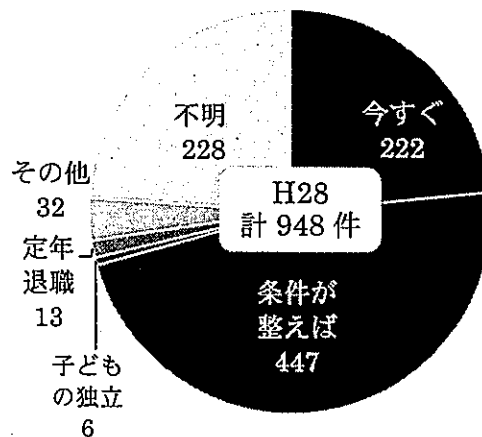
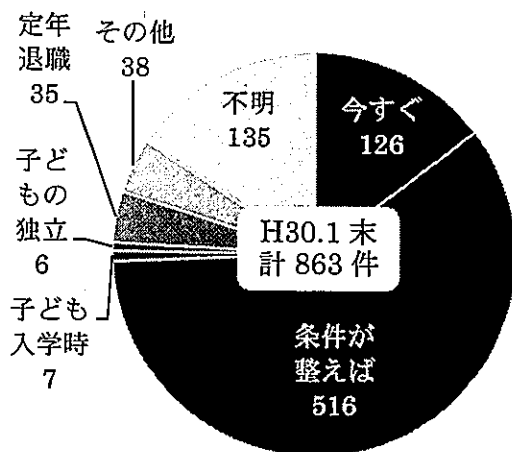
参考：H28



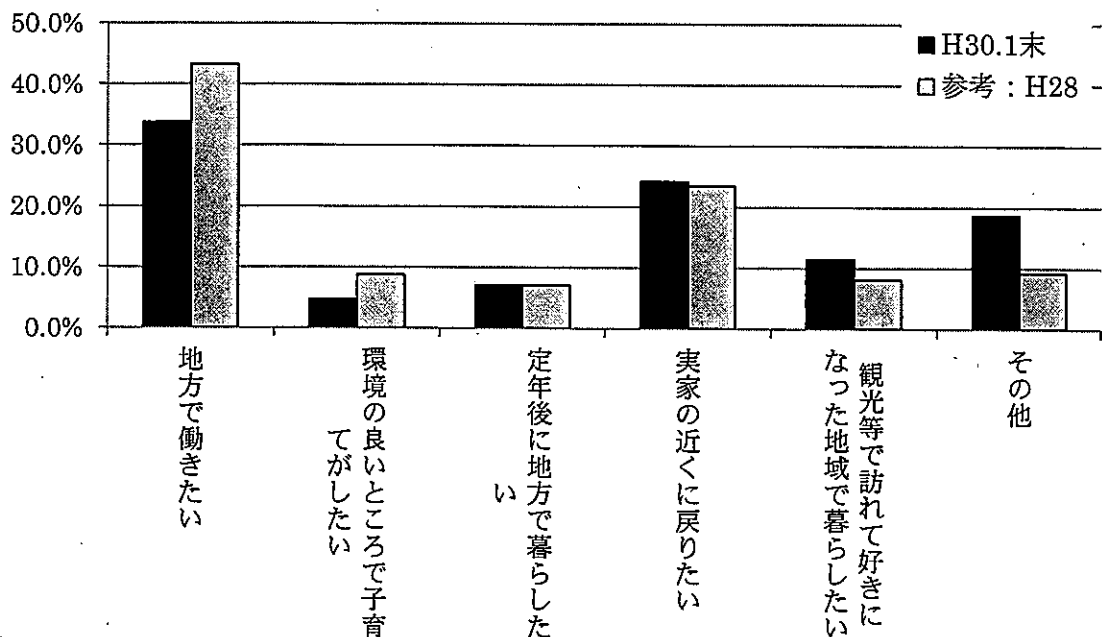
(5) 移住希望時期

H30.1末

参考：H28

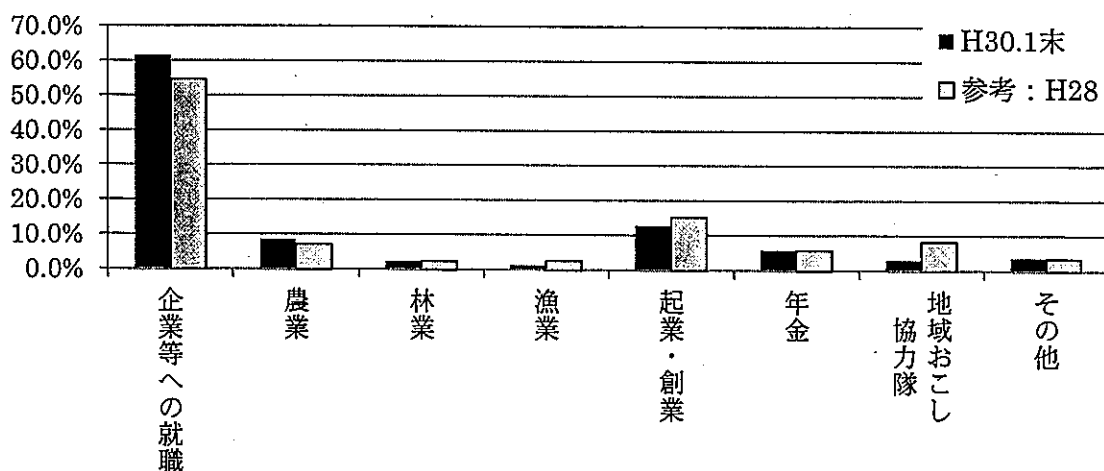


(6) 相談のきっかけ (複数回答有 延べ H30.1 末:1009 件、H28:1040 件)



H30.1 末	33.8%	4.7%	7.1%	24.2%	11.5%	18.7%
H28	43.3%	8.8%	7.1%	23.5%	8.1%	9.3%

(7) 移住先での生活基盤 (複数回答有 延べ H30.1 末:1035 件、H28:913 件)



H30.1 末	61.7%	8.7%	2.4%	1.4%	12.9%	5.9%	3.1%	3.8%
H28	54.7%	7.2%	2.4%	2.7%	15.3%	5.8%	8.3%	3.5%



**相談者  
(大阪)**

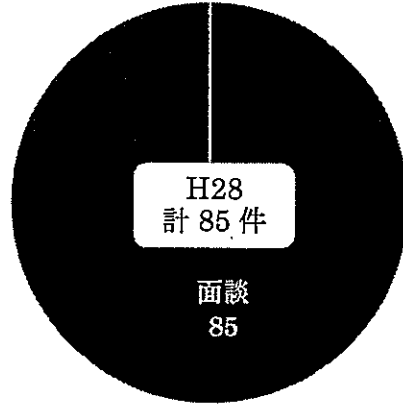
平成 30 年 1 月 末 大阪での相談状況

(相談件数 95 件)

(1) 相談方法

H30.1 末

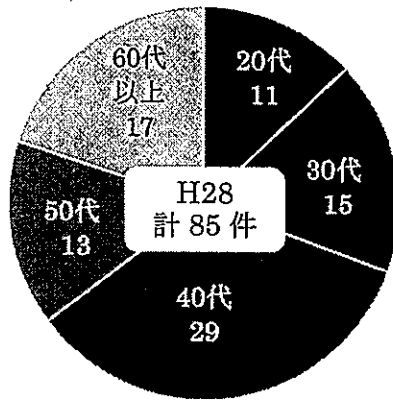
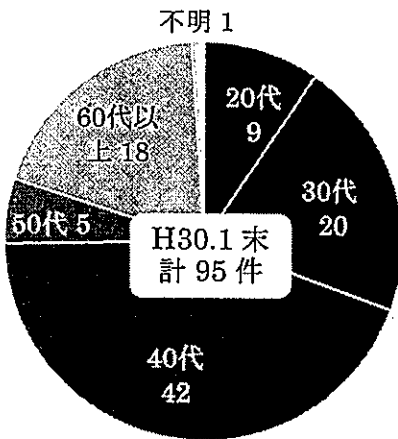
参考：H28



(2) 年代

H30.1 末

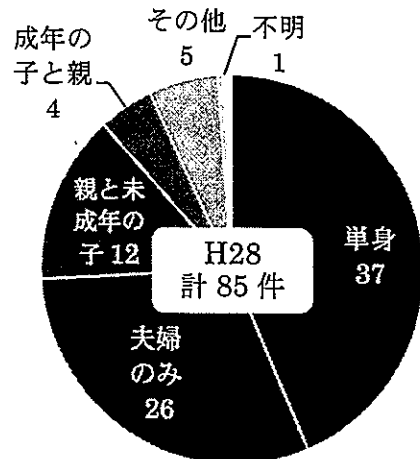
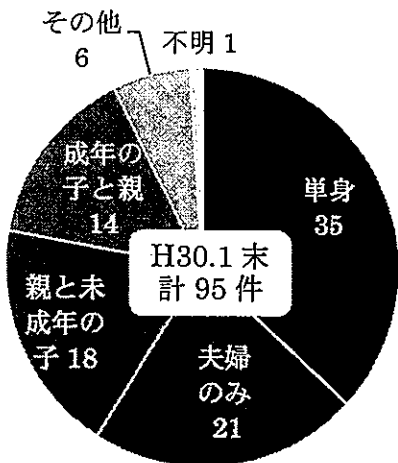
参考：H28



(3) 家族構成

H30.1 末

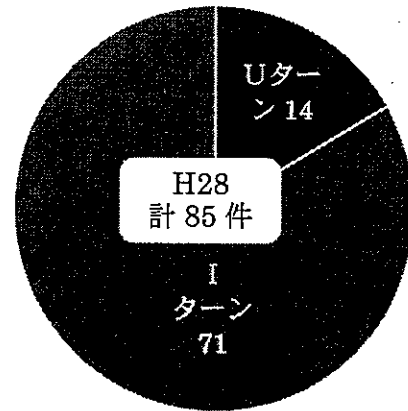
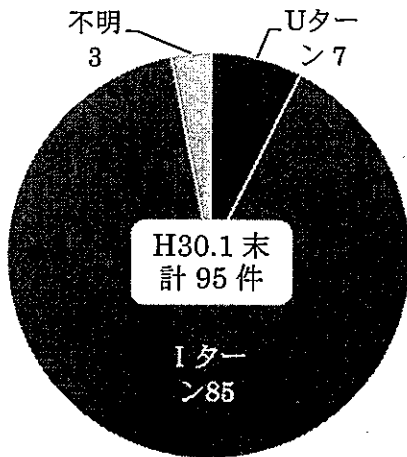
参考：H28



(4) Uターン/Iターン

H30.1末

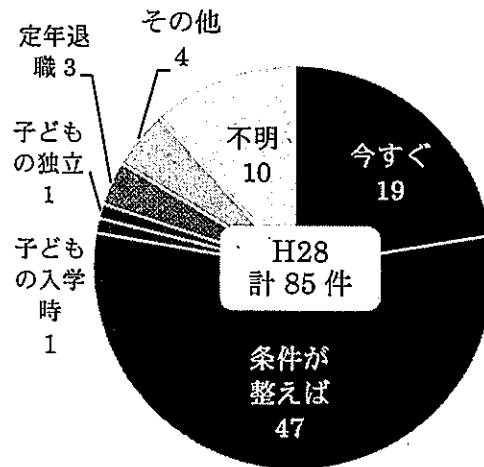
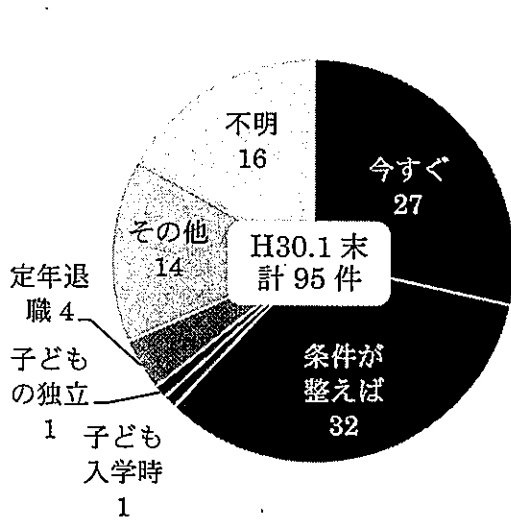
参考：H28



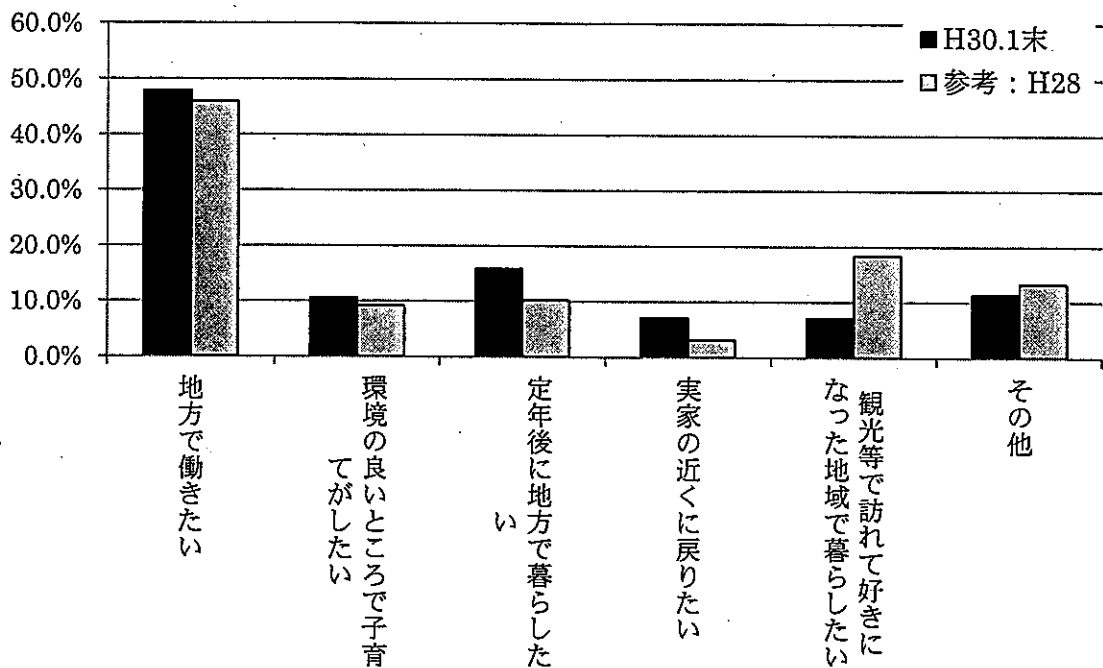
(5) 移住希望時期

H30.1末

参考：H28

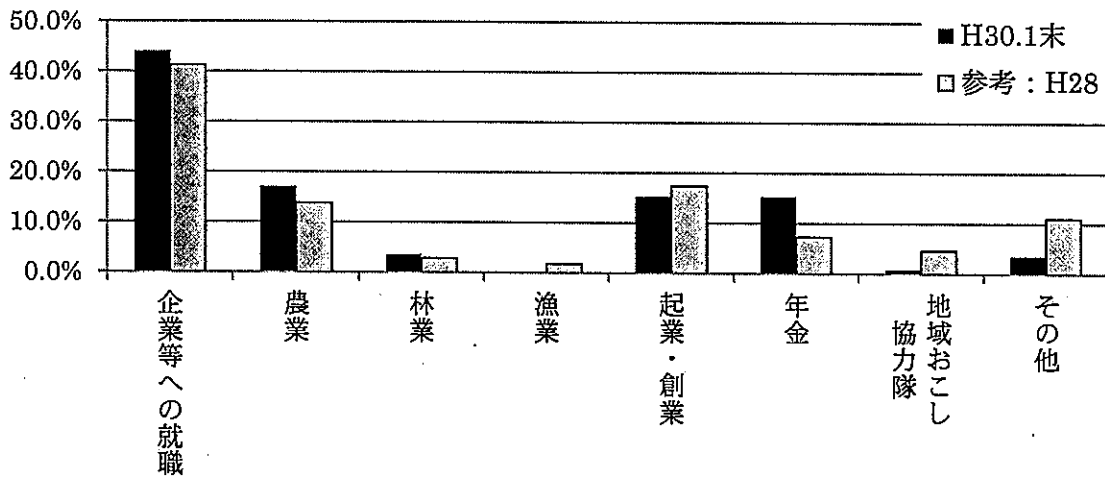


(6) 相談のきっかけ (複数回答有 延べ H30.1 末:113 件、H28:98 件)



H30.1 末	47.8%	10.6%	15.9%	7.1%	7.1%	11.5%
H28	45.9%	9.2%	10.2%	3.1%	18.4%	13.3%

(7) 移住先での生活基盤 (複数回答有 延べ H30.1 末:111 件、H28:109 件)



H30.1 末	44.1%	17.1%	3.6%	0%	15.3%	15.3%	0.9%	3.6%
H28	41.3%	13.8%	2.8%	1.8%	17.4%	7.3%	4.6%	11.0%

平成 30 年 1 月 末 名古屋での相談状況

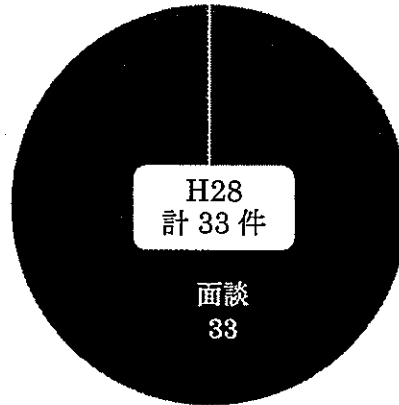
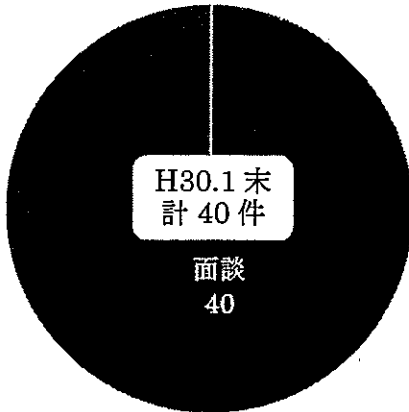
(相談件数 40 件)

相談者  
(名古屋)

(1) 相談方法

H30.1 末

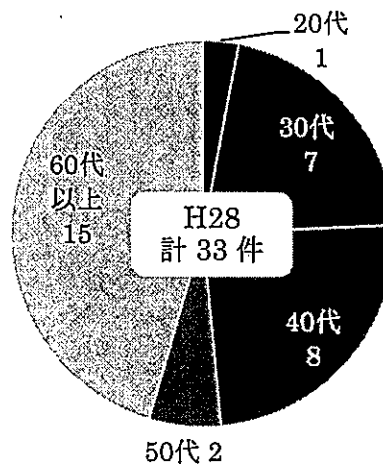
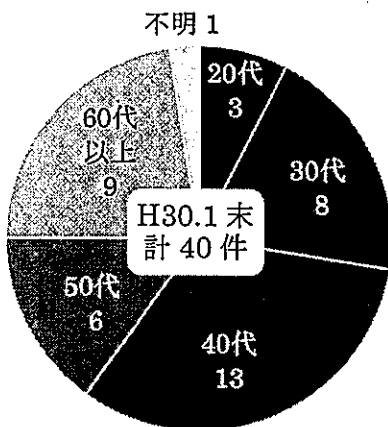
参考：H28



(2) 年代

H30.1 末

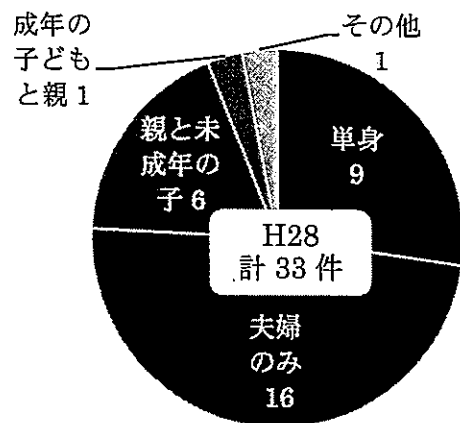
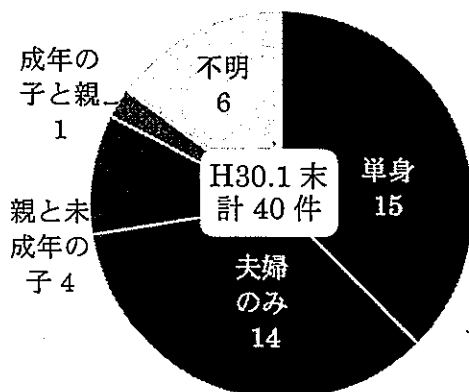
参考：H28



(3) 家族構成

H30.1 末

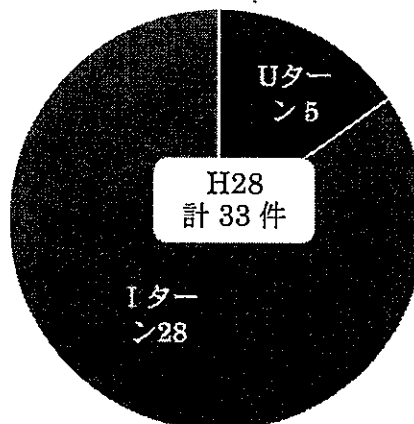
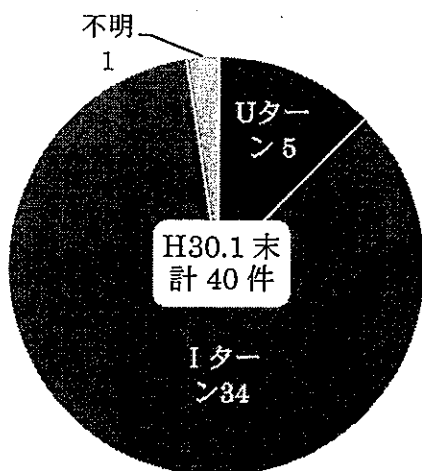
参考：H28



(4) Uターン/Iターン

H30.1 末

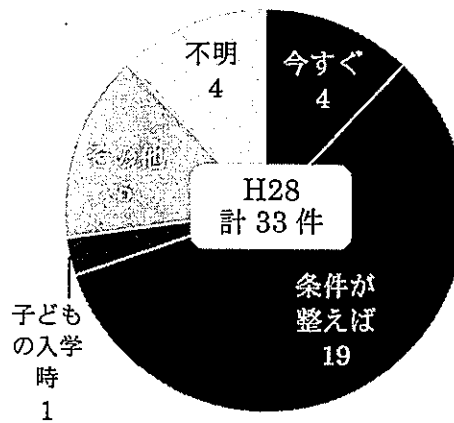
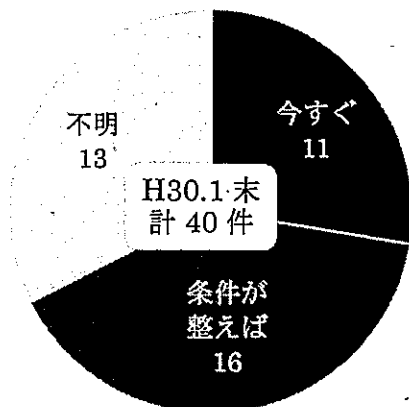
参考：H28



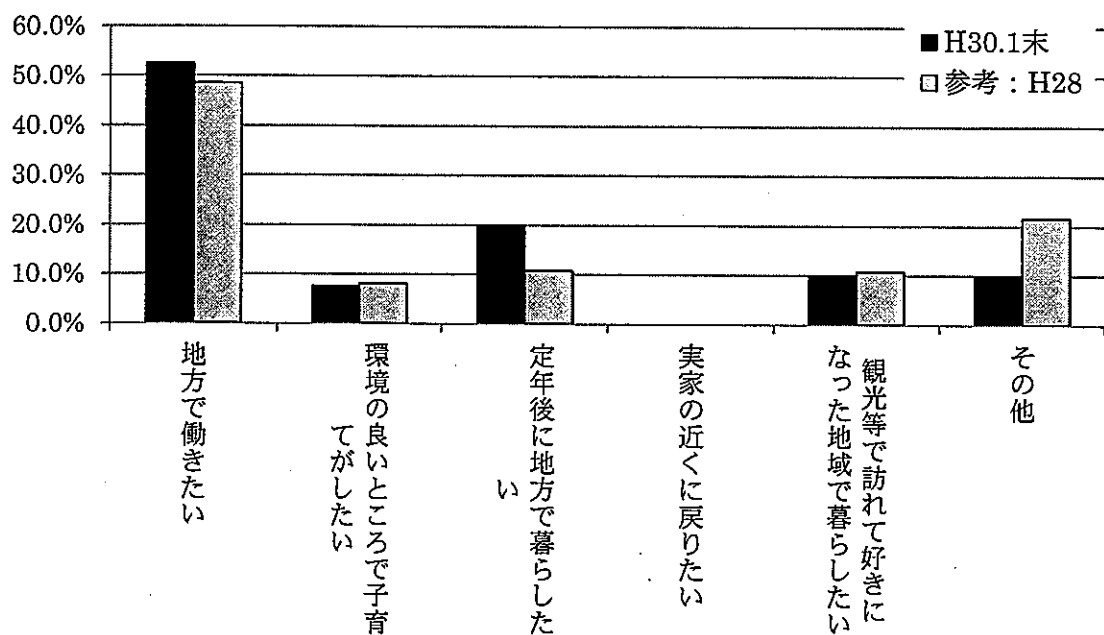
(5) 移住希望時期

H30.1 末

参考：H28

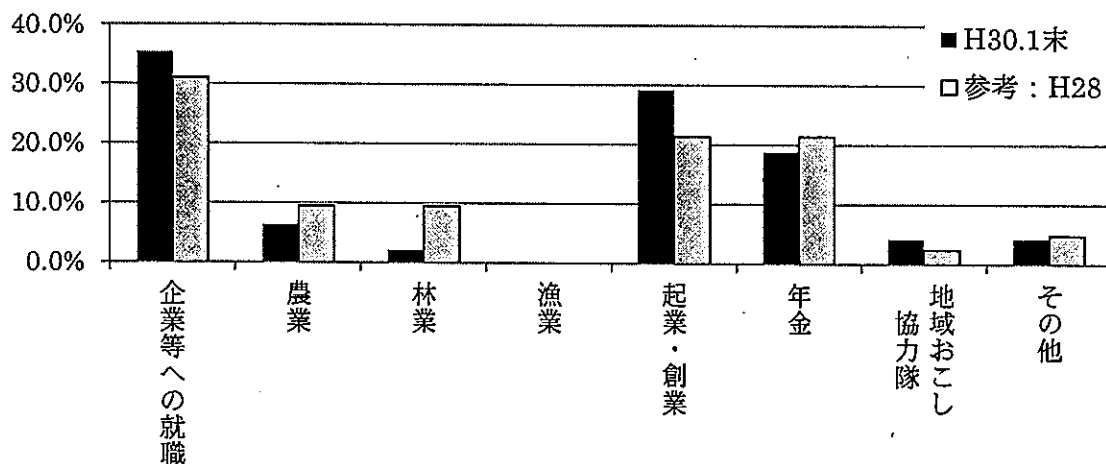


(6) 相談のきっかけ (複数回答有 延べ H30.1末:40件、H28:37件)



H30.1末	52.5%	7.5%	20.0%	0%	10.0%	10.0%
H28	48.6%	8.1%	10.8%	0%	10.8%	21.6%

(7) 移住先での生活基盤 (複数回答有 延べ H30.1末:48件、H28:42件)



H30.1末	35.4%	6.3%	2.1%	0%	29.2%	18.8%	4.2%	4.2%
H28	31.0%	9.5%	9.5%	0%	21.4%	21.4%	2.4%	4.8%

## 移住促進に向けた主な取組の予定および実績(平成29年度)

取組概要		開催日	
◎首都圏			
「ええとこやんか三重移住相談センター」における取組	市町参加型 テーマ別 移住セミナー	移住の学校 移住とお金編	4月23日
		移住の学校 空き家改修編	5月28日
		移住の学校 アウトドア編	7月15日
		移住の学校 リノベーション編	8月5日
		移住の学校 ビギナーのための家庭菜園編	10月7日
		移住の学校 「まちかど」から取組む地域の魅力発信編	10月21日
		移住の学校 世界遺産「熊野古道」とアウトドア編	11月19日
		移住の学校 ちょっと田舎暮らし編 ～地方都市での生活～	12月3日
		移住の学校 自然の恵みの生かし方編 ～みえの一次産業を知ろう～	2月12日
		移住の学校 地方でできる！私の働き方改革編 ～お金と時間の作り方・使い方～	3月10日
	地域おこし協力隊合同募集説明会	6月17日	
	起業相談デスク		7月23日
			9月24日
			11月26日
			1月28日
U・Iターン就職セミナー(雇用経済部担当)		6月18日	
		7月16日	
		2月16日	
全国規模の移住フェア等の出展	地方創生プロジェクト 移住・交流フェア (6月:ベルサール新宿セントラルパーク) (9月:ベルサール渋谷)	6月10日 9月9日	
	ふるさと回帰フェア2017東京(東京国際フォーラム)	9月10日	
	JOIN移住・交流&地域おこしフェア(東京ビッグサイト)	1月21日	
広域連携移住プロモーション等	三重・和歌山・愛媛合同セミナー カンキツライフ～柑橘を育む、活かす、繋げるしごと～	1月27日	
	日本創生のための将来世代応援知事同盟移住プロモーション 「いいね!地方の暮らしフェア」(池袋サンシャインシティ文化会館)	2月18日	
	紀伊半島地域移住プロモーション	1月20日 2月24日	
県単独プロモーション	「三重で実現する一歩先の移住」女性向けセミナー	12月2日	
	「三重で実現する一歩先の移住」起業希望者向けセミナー	12月23日	
小計		延べ 28回(昨年度23回)	

◎関西圏			
大阪ふるさと暮らし情報センターにおける取組	移住相談デスク（起業相談デスク）毎月第2土曜日 ※7月、12月、2月は起業相談デスクを併設		4月・8日 ほか月1回 計12回
	市町参加型 テーマ別 移住セミナー	移住の学校 移住とお金編	5月27日
		移住の学校 「稼ぐ」アウトドア編	6月24日
		移住の学校 三重で起業・三重で暮らす編 ※起業相談デスク併設	9月30日
		移住の学校 空き家改修編	11月25日
		移住の学校 リノベーション・DIY編	2月24日
全国規模の移住フェア等の出展	おいでや！田舎暮らしフェア（ふるさと回帰フェア2017大阪） （大阪天満 OMMビル）		7月29日
	イナコレ inakagurashi×collection （シティプラザ大阪）		12月2日
関西事務所との連携事業	三重の応援店舗を活用した移住プロモーション 「ええとこやんか三重 三重の魅力と暮らしを知る」 カフェ・プロモーション（5 Ocafé（ごえんかふえ））		9月11日
小計		延べ	20回（昨年度15回）
◎中京圏			
モンベルと連携した取組	移住相談デスク 原則第3土曜日に実施 （7月は第4土曜日、8月は第1土曜日）		4月15日 ほか月1回 計12回
	市町参加型 テーマ別 移住セミナー	ええとこやんか三重移住相談会	10月28日
全国規模の移住フェア等の出展	いい街発見！地方の暮らしフェア（ウインクあいち）		8月25日 8月26日
小計		延べ	14回（昨年度10回）
合計（首都圏、関西圏、中京圏）		延べ	62回（昨年度48回）





### 3 中山間地域等における人材育成の取組について

中山間地域等での持続可能なコミュニティづくりに向けて、担い手の育成が重要になっていることから、住民が主体となった地域づくり活動に意欲のある今後の担い手を対象とした人材育成研修「みえのみらいづくり塾」を市町と連携して開催しました。

#### 1 受講地域（9地域、受講生25名）

- ・鈴鹿市 郡山まちづくり協議会
- ・松阪市 川俣地区住民協議会
- ・亀山市 野村地区まちづくり協議会
- ・伊賀市 柘植地域まちづくり協議会
- ・亀山市 加太地区まちづくり協議会
- ・名張市 赤目まちづくり委員会
- ・津市 多気の郷元気づくり協議会
- ・名張市 桔梗が丘自治連合協議会
- ・松阪市 有間野住民協議会

#### 2 講座の概要

地域づくり活動の今後の担い手となることが期待される住民等を対象に、地域づくりに役立つ知識を学ぶ連続講義に加えて、地域の課題等を住民らと考えるワークショップを受講者が自ら運営する実践的なカリキュラムを設けた人材育成研修を開催しました。

##### (1) 講義

今後の活動に役立つ知識等を学んでいただくため、各回にテーマを設定のうえ、外部から講師を招聘して、全5回の集合研修を実施しました。

##### ◇第1回「中山間地域での持続可能な地域づくり ～田園回帰1%戦略～」

日時：平成29年8月27日（日）

講師：一般社団法人 持続可能な地域社会総合研究所 所長 藤山 浩 氏

（講義の要旨）

- ・受講地域の人口予測も交えながら、地域の人口を安定化するために年間何組の移住者が必要となるのか、具体的な値を地域毎に試算。
- ・人口と所得の1%を、それぞれ移住者の受入や地元製品の消費等で取り戻すことで、持続可能な地域づくりは可能。

##### ◇第2回「地域資源を活かした地域づくり」

日時：平成29年9月23日（土・祝）

講師：城下町カフェ「竹田劇場」共同代表 松本 智翔 氏

（講義の要旨）

- ・地域資源＝歴史遺産・伝統産業では必ずしもなく、地域の何気ないモノ

やコト、更にはネガティブなコトやモノでも、発想の転換や視点を変えることで資源になり得る。

- ・何に取り組むかは、「5年後も続けられるか」、「5年後も必要とされるか」の視点で考えることが必要で、地域の課題やニーズに照らして「なぜするのか」、「何が 필요한のか」を整理して選ぶことが重要。

#### ◇第3回「仕事や雇用をつくる地域づくり」

日時：平成29年10月7日（土）

講師：株式会社吉田ふるさと村 代表取締役社長 高岡 裕司 氏

（講義の要旨）

- ・少し勇気を持って一步踏み出すことが、新しいものや成功につながる。
- ・利益の追求のみでなく、地元材料を使う（地元農家への還元）、機械化など効率だけを追求しないよう（地元雇用の創出）気を付けている。背景にある「なぜその事業をするのか」という視点を忘れないこと。

#### ◇第4回「多様な主体と連携した地域づくり」

日時：平成29年11月11日（土）

講師：NPO法人ゼロ・ウェイストアカデミー理事長 坂野 晶 氏

（講義の要旨）

- ・取組を進める中でうまくいかないことを相談してみる。「相談される」、「頼られる」と人はやる気になり、自発的な動きや活動の広がりが生まれる。
- ・何もかも自分たちでするのではなく、自分たちは方向性づくりや地域内での根回しに専念して、とことん手放す（主体を拡散する）。

#### ◇第5回「地域における対話（話し合い）の場づくり」

日時：平成29年11月26日（日）

講師：皇學館大学教育開発センター助教 池山 敦 氏

（講義の要旨）

- ・良い決断、行動、結果のために必要なことは、意思決定プロセスへの参加の質を向上させる。具体的には、自分も参加している意識を高め、結論に対する満足度を向上させることが重要。
- ・受講生が運営を担って各地域でワークショップを開催することを想定し、活用しやすい対話ツールを使った模擬ワークショップを実施。

## (2) 第6回・ワークショップ（8地域）

地域の課題等を住民と考えるワークショップを、受講者を推薦した住民組織が活動する各地域において、受講者が中心となって開催しました。

ワークショップの開催にあたって受講生には、テーマの検討、参加者の募集、シナリオの作成、当日の進行などの役割を果たしていただき、住民間での合意形成に役立つ対話のスキルを実践を通して学んでいただきました。

開催日	地域	開催テーマ	対象者	参加数
1/27(土)	柘植	「地域で暮らすあなたの不安や悩みを教えてください」	概ね 25 歳～55 歳の住民	16 名
1/28(日)	桔梗が丘	「子ども達の未来のために自分達がやらなければならないこと」	住民、住みよい桔梗が丘にしたい方	31 名
2/3(土)	加太	「加太のみらいはどうか？どうする？」	49 歳までの住民	13 名
2/4(日)	野村	「子どもの遊び場で困っていることを教えてください」	お子様を持つ住民（両親、祖父母）	29 名
2/18(日)	有間野	「私の夢や幸せ、やってみたいこと」	住民、有間野に興味のある方	28 名
2/25(日)	多気(美杉)	「多気で暮らす中で困っていること」	住民、住みよい多気にしたい方	29 名
3/3(土)	赤目	「子育てしやすい赤目地域にするために」	住民、住みよい赤目にしたい方	22 名
3/4(日)	郡山	「住みよい郡山づくりのために」	自治会役員、関係団体、住民	21 名
参加者計				189 名

### 3 今後の取組

受講生がそれぞれの地域で、推薦を受けた住民組織が取り組むまちづくり活動などを通じて、今後の地域づくりの担い手としての役割を果たしていけるよう、市町とともに助言等を行っていきます。

また、平成 30 年度も受講を希望する新たな地域を募集し、引き続き塾を開催して、人口減少や高齢化が進む中山間地域等での持続可能な地域づくりを担う人材の育成に取り組んでいこうと考えています。



## 4 東京オリンピック・パラリンピック等に向けた取組について

### 1 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック フラッグツアー」の概要

東京オリンピック・パラリンピック開催の機運醸成のため、平成 29 年 7 月から平成 31 年 3 月まで（都内や一部の被災地については平成 28 年秋から先行実施）、北・南ルートに分けて、オリンピック・パラリンピックフラッグが各都道府県を約 1 カ月ずつ巡回します。

本県では、平成 30 年 8 月 31 日から 9 月 28 日までの約 1 カ月間、フラッグが巡回し、期間中に次の 3 つの事業を行います。

#### ① フラッグ歓迎イベント

東京 2020 組織委員会が派遣するフラッグツアーアンバサダー（オリンピック・パラリンピアン）が都道府県代表者へフラッグを引き継ぐイベントです。フラッグの伝達式や、アンバサダーによるトークショーなどを行います。

#### ② 市町への巡回・展示

フラッグ及び説明パネル等を都道府県内の市町の公共施設等で巡回展示します（県内 5 地域）。巡回展示する地域では、フラッグ伝達式等も行います。

#### ③ 小中学校訪問

オリンピック・パラリンピアンが教師役となって小中学校を訪れ、自身の経験を通して「オリンピック・パラリンピックの価値」を伝えるイベントを行います。（県内 5 地域 5 校）

### 2 キャンプ地誘致の取組状況

#### (1) 東京オリンピックの事前キャンプ地誘致について

昨年 9 月の知事カナダミッションにおいて、現地のシンクロ連盟とレスリング協会に対して事前キャンプ地誘致のトップセールスを行った後、両者に対して本県への視察招致を働きかけてきました。

その結果、今月 2 日にカナダシンクロ連盟が鈴鹿スポーツガーデン水泳場及び周辺施設等を視察したところです。

レスリングについては、津市がサオリーナでの誘致に取り組んでいるため、県としても誘致実現に向け、津市と連携して取り組んでいるところです。

また、これらのほか、キャンプ地誘致に取り組む市町に対して、情報提供等の支援を行っています。（別表参照）

(別表)

	市町名	競技名	現状
1	桑名市	ボート競技	・愛知県愛西市、岐阜県海津市とともに3市共同で誘致に取り組んでいる。 ・平成30年1月、カナダボート協会が神奈川県相模原市と覚書を締結したため、次のターゲット国を3市で検討中。
2	多気町	マウンテンバイク	・国際交流を中心とした誘致を検討中。
3	四日市市	体操競技	・平成28年10月、カナダ体操協会と協定締結。 ・平成29年7月、ホストタウンに登録。
4	熊野市	野球・ソフトボール	・台湾との交流に取り組んでおり、ホストタウンへの登録をめざしている。
5	津市	レスリング、バスケットボール、卓球、フェンシング、ハンドボール	・カナダレスリング協会の誘致に取り組む。 ・組織委員会が作成した事前キャンプ地候補地ガイドに掲載中。
6	志摩市	トライアスロン	・組織委員会が作成した事前キャンプ地候補地ガイドに掲載を申請中。

(2) ラグビーワールドカップ2019の公認チームキャンプ地誘致について

ラグビーワールドカップ2019の公認チームキャンプ地誘致については、県と鈴鹿市が誘致実現に向けて連携して対応しています。

このような中、組織委員会は「公認チームキャンプ地については、出場各国において適地を選定する」こととしており、今後は各国による視察を経た後、今春以降に順次、公認チームキャンプ地が発表されます。

3 今後の取組

(1) フラッグツアーについて

フラッグ歓迎イベントは、みえのスポーツフォーラム、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催決定イベントとの同日開催により、連携して実施することで、これらの行事を効果的にPRします。また、市町への巡回・展示と小中学校訪問について、実施地域・学校の選定を進めます。

フラッグツアーを通じて、東京オリンピック・パラリンピックを県民の皆さんに周知するとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けたスポーツの機運醸成を図ります。

(2) キャンプ地誘致について

引き続き、カナダシンクロ連盟と事前キャンプ地誘致実現に向けた交渉を続けるとともに、カナダレスリング協会に対しても、津市と連携して視察招致の働きかけを行います。また、これらのほか、引き続きキャンプ地誘致に取り組む市町に対して情報提供等の支援を行うなど、1つでも多くの誘致実現に向けて取り組みます。

ラグビーワールドカップ2019の公認チームキャンプ地誘致については、本県近隣の会場（豊田スタジアム、花園ラグビー場）で試合を行うチームが本県でキャンプを行う可能性が高いことから、これらの国をターゲットとして、各国による実地視察の対応など、引き続き鈴鹿市と連携して誘致の実現に向けて取り組みます。

## 5 競技力向上の取組について

### 1 現状と課題

昨年の愛媛国体では、本県の男女総合成績（天皇杯順位）は27位となり、目標の10位台獲得には至りませんでした。また、開催県の愛媛県は十分な取組を積み重ねてきたにもかかわらず、東京都に敗れ、天皇杯を獲得できませんでした。

この結果を受け、競技力向上対策本部の専門委員会において、有識者等の委員により協議を重ねるとともに、競技団体からのヒアリングを実施し、洗い出した課題は次のとおりです。

- ・ 少年種別については、入賞件数、競技得点ともに伸び悩んでいることから、新たな強化対策が必要。
- ・ 成年種別については、全国レベルで戦える選手の不足が明らかであることから、よりレベルの高い選手の県内定着を一層図る取組や、その選手への十分な支援が必要。
- ・ 競技用具等について、数量不足、老朽化、性能不足がみられることから、その整備が必要。

### 2 平成30年度の取組

こうした課題認識に基づき、平成30年度に特に注力していく取組は次のとおりです。

#### (1) ジュニア・少年選手の育成・強化

- 国内外の大会で活躍が期待できる選手を「チームみえジュニア」として指定し、計画的に育成・強化を進めてきました。平成30年度は、三重とこわか国体で少年種別の選手年齢となる『ターゲットエイジ』が、中学1～3年生（一部の競技は小学校6年生を含む）となることから、この年代の育成・強化に本格的に取り組んでいきます。
- 少年種別の強化対策として、優れた指導者を養成することが必要との認識のもと、三重とこわか国体の少年種別の主たる指導者を対象に、「チームみえ・コーチアカデミーセンター事業」を開始し、素質あるジュニア・少年選手を確実に成長させ、三重とこわか国体での活躍とともに、その後も三重の競技スポーツを担う人材を継続して育むこととします。
  - ・ 日本代表チームの監督及びコーチに対する指導の実績やスキルをもつ講師陣を数多く招聘し、「みえコーチアカデミー」として、年間を通じて講義や演習等を実施することで、一流の指導者養成を進めます。



- ・ 「みえコーチアカデミー」で明らかになった指導者が抱える課題に対応するため、「みえマルチサポートシステム」として、医・科学トレーナー、メンタルトレーナー、戦略分析担当者、栄養指導担当者など、必要な専門スタッフを配置・派遣し、指導体制をチームとして構築します。
- ・ 「みえコーチアカデミー」のなかで、サポート人材の活用方法やチームづくりを学ぶほか、定期的にカンファレンスを実施することで、指導体制上の課題と実施されるべき「みえマルチサポート」のマッチングを検証し、改善を図っていきます。

## (2) 成年選手の育成・強化

- 競技団体が早期に選抜チームを編成し、強化合宿や県外の強豪との対戦機会を確保するなど強化活動の充実が図られるよう、競技団体への支援を拡充します。
- トップアスリートが東京オリンピックの日本代表選手となる望みをかけ、指導・練習環境の整った東京に留まる傾向が強い状況にありますが、競技団体と緊密に連携しながらスカウティングを強化するとともに、有力な大学運動部や実業団チームに三重の魅力や強みをPRするなど、県内企業への就職支援の取組を加速させます。また、スポーツ指導員の増員を図るとともに、引き続き、県職員・教員等の採用を進めます。
- 県内に定着した選手が今後、競技活動を充実させ、国民体育大会をはじめとする国内外の大会で活躍できるよう競技環境や練習環境の整備を進めます。

## (3) 競技用具等の整備

競技用具については、計画的に数や質の確保・向上を図る取組を進めます。平成30年度においては、カヌー、ヨット等の整備を行います。

## 国民体育大会における天皇杯順位・入賞数・競技得点の推移

### 【総合順位】

回	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)	第72回 (H29)
天皇杯（男女総合成績）	41	32	27	27	27
皇后杯（女子総合成績）	39	38	23	39	33

### 【成年入賞数】

回	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)	第72回 (H29)	
団体	成年男子	6	3	6	6	5
	成年女子	1	0	3	3	4
	小計	7	3	9	9	9
個人	成年男子	14	19	20	28	27
	成年女子	4	3	6	5	8
	小計	18	22	26	33	35
計	25	25	35	42	44	

### 【成年競技得点】

回	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)	第72回 (H29)	
団体	成年男子	59.5	51.0	67.0	104.0	92.0
	成年女子	3.0	0.0	94.0	55.0	59.5
	小計	62.5	51.0	161.0	159.0	151.5
個人	成年男子	66.5	83.5	96.0	132.0	125.0
	成年女子	20.0	10.0	31.0	25.5	33.0
	小計	86.5	93.5	127.0	157.5	158.0
計（参加点除く）	149.0	144.5	288.0	316.5	309.5	

### 【少年入賞数】

回	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)	第72回 (H29)	
団体	少年男子	4	2	2	3	5
	少年女子	3	5	4	2	3
	小計	7	7	6	5	8
個人	少年男子	15	21	17	16	13
	少年女子	4	2	4	3	2
	小計	19	23	21	19	15
計	26	30	27	24	23	

### 【少年競技得点】

回	第68回 (H25)	第69回 (H26)	第70回 (H27)	第71回 (H28)	第72回 (H29)	
団体	少年男子	47.0	33.0	33.0	73.0	78.0
	少年女子	65.0	139.0	75.0	33.0	53.5
	小計	112.0	172.0	108.0	106.0	131.5
個人	少年男子	78.5	108.5	110.0	91.5	69.0
	少年女子	15.5	9.0	12.0	6.0	9.0
	小計	94.0	117.5	122.0	97.5	78.0
計（参加点除く）	206.0	289.5	230.0	203.5	209.5	



## 6 三重とこわか大会の開催準備状況について

第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の会場地選定及び会期案については、本年2月14日に開催しました第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会の第3回委員会において、次のとおり審議のうえ決定されました。

### 1 会場の選定

会場の選定状況は、以下のとおりです。

	競技名	会 場 地		
		市町	競技会場名	
個人競技 (7)	陸上競技	伊勢市	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	
	水泳	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	
	アーチェリー	松阪市	松阪市総合運動公園 芝生広場	
	卓球 (サウンドテーブルテニスを含む)	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
	フライングディスク	(東員町と調整中)		
	ボウリング	津市	津グランドボウル	
	ボッチャ	伊勢市	三重県営サンアリーナ	
団体競技 (7)	バスケットボール	津市	津市産業・スポーツセンター (サオリーナ)	
	車椅子バスケットボール	津市	津市産業・スポーツセンター (サオリーナ)	
	ソフトボール	紀北町	赤羽運動公園野球場、赤羽運動公園多目的広場	
	グランドソフトボール	明和町	明和町総合グラウンド	
	バレーボール	身体	(四日市市と調整中)	
		知的		
		精神	津市	津市安濃中央総合公園内体育館
サッカー	鈴鹿市	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場		
フットベースボール	志摩市	長沢野球場、長沢多目的広場		

### 2 大会会期

全国障害者スポーツ大会の会期については、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱で「国体の直後3日間で開催する」とされており、また、「その会期は3年前（三重県は平成30年）までに決定する」と定められています。

このため、三重県の会期案については、次の前提条件に基づき策定しました。

なお、正式決定は、文部科学省及び（公財）日本障がい者スポーツ協会（以下、「日障協」という。）において行われます。

### (1) 三重県案

第1案 平成33年10月23日(土)～10月25日(月)

第2案 平成33年10月30日(土)～11月1日(月)

(希望順位は第1案、第2案の順とする)

#### 【前提条件】

- ①土曜日からの開催とする。
- ②国体の会期を「平成33年9月25日(土)～10月5日(火)」  
(三重県の第1案)と見込む。
- ③各市町等を対象に実施した大規模イベント等の調査結果を反映する。  
(F1などのイベントや皇室行事を考慮する。)
- ④万全な準備で臨めるよう、準備期間を十分確保する。
- ⑤選手等の体調への影響を考慮し、開会は10月中とする。

### (2) スケジュール (予定)

平成30年6月 会期案(三重県案)を文部科学省と日障協に提出

7月 第76回国民体育大会(三重とこわか国体)の大会会期が決定

8月 文部科学省、日障協からの承諾をもって会期決定

### 3 今後の取組方針

今後も引き続き、決定していない会場地の選定に向けて、関係競技団体と連携しながら、調整を進めます。

また、三重とこわか大会への理解を深めていただけるよう、開催目的をしっかりと周知するとともに、県や市町のイベント等の機会を活用し、実施競技を体験できる場を提供するなど、三重とこわか国体と一体となった広報を行い、開催の機運を高められるよう万全な準備を進めます。

## 7 紀南中核的交流施設について

紀南中核的交流施設「里創人 熊野倶楽部」については、平成 30 年度でオープンしてから 10 年目になることから、これまでの事業の成果や施設の経営状況に係る検証を行っています。本年 1 月 19 日に開催した有識者会議で出された意見や地元市町等関係者の意見を踏まえて、このたび評価書（中間案）を作成しました。その内容は次のとおりです。

### 1 評価の目的

紀南中核的交流施設は、紀南地域における集客交流の拠点として平成 21 年 7 月にオープンしました。施設の整備に当たっては、独立採算により少なくとも 10 年間事業運営を行うことを条件に、県と地元市町で整備等に要する費用の一部を支援することとしています。

平成 30 年度で 10 年目となることから、これまでの事業の成果や施設の経営状況について評価を行い、今後の運営の方向性を明確にします。

### 2 評価項目とその考え方

評価は、平成 17 年 10 月に策定した「紀南中核的交流施設整備基本構想」に記載された施設の「基本的な考え方」等を踏まえ、「集客交流」「地域との連携」「熊野らしさの創出」「経済的メリットの創出」「経営状況」の 5 つの項目により行います。

### 3 評価と課題

#### (1) 集客交流

①宿泊者数は紀伊半島大水害が発生した平成 23 年度を除いてオープン当初から着実に増加しています。客室稼働率もオープン初年度の 34.8%から平成 28 年度には 51.2%と初めて 50%を超え、順調に推移しています。

②宿泊日数については、平成 29 年 4 月から 11 月までの間における 2 泊以上の宿泊は 10.5%となっており、滞在型の宿泊が占める割合は低くなっています。

③地域資源を活用した体験プログラムの利用者数は、熊野古道体験については増加傾向にありますが、その他のプログラムは減少しています。

④紀南地域における観光入込客数は伸び悩んでおり、熊野倶楽部の取組が紀南地域全体の集客力を高めるまでには至っていません。

⇒宿泊者数については、シーズンオフの冬場における客室稼働率の改善や複数の体験プログラムと宿泊を組み合わせるなど、宿泊滞在日数の増加に向けた工夫が必要です。また、地域全体の集客力を高めるため、他の宿泊施設と連携し、東紀州地域内における連泊を促進することが重要です。

⑤食事や温浴施設などの日帰り利用者数は減少傾向にあります。

⇒食事、温浴施設等の日帰り利用については、利用者のニーズをより深く掘り下げたサービスを提供する必要があります。また、地元利用も見据え、地元紙等を活用するなど効果的な PR に取り組む必要があります。

## (2) 地域との連携

- ①地域資源を活用した体験プログラムの利用者数については、オープン当初と比較すると、熊野古道体験については増加傾向にありますが、その他のプログラムについては減少しています。  
⇒体験プログラムについては、地域との連携をより一層強化するなかで、利用者のニーズに沿った魅力的なものを提供していく必要があります。
- ②特定の体験交流の場として整備された施設が、対象となる体験プログラムの減少に伴い、遊休化しています。  
⇒遊休施設については地域との連携を深めるなかで、施設と地域双方にメリットのある活用方法を検討する必要があります。
- ③市町や商工会議所等関係団体が主催する会議等に積極的に参画するなど、地域との関係づくりに努める一方で、熊野倶楽部を地域全体の活性化につなげるため、地域と一緒に立ち上げた「熊野倶楽部の会」は、平成 24 年以降活動を停止しています。  
⇒地域との連携を再構築し、地域の声をしっかり吸い上げるようにすることで、熊野倶楽部の取組が地域全体の魅力アップや活性化につながるようになっていく必要があります。
- ④宿泊プランの造成等により売上は伸びていますが、地域との結びつきを強めるためのイベントの開催などには十分取り組めていない状況です。  
⇒イベントの開催など地域との結びつきを強める取組が、食事や温浴施設など地域の利用を促し、売上の拡大につながるようになっていく必要があります。
- ⑤平成 23 年に発生した紀伊半島大水害のときには、温浴施設を被災地住民等に無料開放するなど地域貢献の取組も行っています。

## (3) 熊野らしさの創出

- ①熊野の美しい自然を感じられるように設計された客室は、熊野杉の温かみにこだわったしつらえとなっています。また、温浴施設では新湯ノ口温泉の湯が使用され、料理にも地域の食材が使われています。
- ②宿泊者を対象としたアンケートでは、「夕食における季節感・郷土食の演出」に対する評価が、オープン以来概ね 5 点満点中 4.4 から 4.5 と高いポイントで推移しています。  
⇒接客や体験プログラム、施設内で行われるイベント等においても、熊野らしさをより一層感じてもらえるような工夫が望まれます。  
例：来館時の地元産のお茶を説明しながらの提供  
熊野らしいゆったりとした接遇

#### (4) 経済的メリットの創出

①食材における東紀州地域内の事業者からの調達割合は、平成28年度の場合、「穀雨」が75.6%、「馳走庵」が73.3%となっており、美熊野牛、岩清水豚、熊野地鶏等地域産品の活用に努力しています。

②土産物については、全て地域内で調達されることが望まれますが、土産物等を取り扱う「幸商店」では、東紀州地域内の事業者からの調達割合が平成28年度の場合80.1%となっており、地域の魅力ある商品の品揃えが十分ではありません。

⇒地域産品の取扱について、食材の活用は一定の評価ができますが、土産物については地域を優先し、魅力ある商品をさらに掘り起こし、販売する必要があります。

⇒地域においても地域産品の販売だけでなく商品のブラッシュアップの場として積極的に熊野倶楽部を活用するなど、地域経済の活性化につなげていく必要があります。また、販売する土産物等については、パッケージや持ち帰り用の袋等お客様が買って帰りたくなるような工夫が必要です。

③経済波及効果については、単年度で見ると平成28年度には5.8億円、オープン以来平成28年度までの8年間で見ると累計で39.2億円となっています。(施設建設に伴う波及効果は含まず。)

⇒施設で取り扱う地域産品については、高付加価値化に取り組むとともに、「熊野倶楽部で使われている商品」としてブランド化に取り組み、小売店やイベント等で積極的に売り出すなど、地域全体の経済的メリットを生み出していくことも重要です。

④パートも含めオープン以来50名から60名の地元雇用を維持しており、雇用面で大きく貢献しています。

⇒運営事業者においては、今後とも地元雇用の確保に努めることが求められます。

#### (5) 経営状況

施設単独の収支は宿泊者数の順調な伸びに支えられ、平成25年度には営業利益を計上し、その後も収支均衡を維持しています。この収支には広告宣伝費等の本部経費が反映されておらず、この部分を含めると未だ収支均衡には至っていない状況にあります。

⇒施設は建設後10年近く経過しており、今後は修繕やリニューアルに多額の経費が必要となることから、厳しい経営状況が予想されます。運営事業者には、利用者の増加に向けたより一層の経営努力が求められます。



#### 4 地元市町からの意見

- ・サービスの質やレベルは向上してきており、一生懸命に取り組んでいます。高速道路等が整備され宿泊者も増えてきており、これからの取組が重要になります。
- ・紀南地域では唯一の滞在型観光施設であり、自慢の施設でもあります。今後、観光に力を入れていくので、集客交流の体制強化を図るうえでの重要な拠点として活用していきたいと考えています。
- ・地域との連携が薄くなってきています。
- ・土産物については、地元も努力する必要があります。地域産品の販売に、「幸商店」をもっと積極的に活用すべきです。

#### 5 今後の取組等

今後は、有識者や関係者等の意見に基づき、5つの評価項目全般を通じた総括評価を行うとともに、中間案で整理した課題について、将来予想される環境の変化等を踏まえ、今後の運営の方向性等を盛り込んだ最終案を作成します。

なお、紀南中核的交流施設の運営については、さまざまな課題はあるものの、集客交流については一定の効果があり、雇用や地域産品の取扱等による地域への経済波及効果は大きくなっています。地域からの要望も強く、県として引き続き関与する方向で検討していきます。

#### 【評価書(最終案)作成に向けたスケジュール】

平成30年3月12日	総務地域連携常任委員会にて中間案の報告
4月	有識者等意見聴取
6月	総務地域連携常任委員会にて最終案の報告

#### 【参考】紀南中核的交流施設の検証に係る有識者会議について

- 1 開催年月日  
平成30年1月19日(金)
- 2 開催場所  
紀南中核的交流施設「里創人 熊野倶楽部」(熊野市久生屋町)
- 3 有識者  
梅川 智也(公益財団法人日本交通公社 理事)  
中村 直美(株式会社交通新聞社 取締役)  
高橋 正浩(株式会社百五総合研究所 企画部長)  
岩本 眞智子(熊野商工会議所 専務理事)
- 4 内容  
現地調査及び意見交換

## 8 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果について

### 1 実施テーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

### 2 監査結果概要

地域連携部関係では、所管する 6 施設のうち 4 施設について、次のとおり指摘 17 件、意見 9 件がありました。

施設名	指摘	意見	頁
三重県立ゆめドームうえの	4	2	50 頁
三重交通 G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場)	5	5	52 頁
三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	4	1	57 頁
三重県立熊野古道センター	4	1	61 頁
三重県営松阪野球場	—	—	—
三重県営ライフル射撃場	—	—	—
計	17	9	

(注)【指摘】法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの

### 3 監査結果及び対応結果

各施設とも、昨年度報告しました対応方針に沿って、一部の項目は対応済み、残りの項目は改善に着手しています。改善に着手している項目については、今後も進捗管理を行い、継続して取り組みます。

各施設の指摘、意見の内容及び対応結果につきましては別紙 1 のとおりです。

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応結果

別紙1

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
1. 包括外部監査の意見及び指摘		
II 三日月立ゆめドームうえの		
1. アンケート調査の実施について（意見）		
<p>平成27年度業務計画書の（1）管理運営の方針において、アンケート調査の実施が記載されているが、平成27年度にアンケート調査は実施されていない。利用者のニーズを把握することは、利用者増加のための方策として重要であると思われるため、利用者へのアンケート調査を実施することが望ましい。</p>	<p>（伊賀市） 利用者アンケートは、当該施設の利用促進や付加価値の向上を図るうえで重要な取組であり、指摘を受けて、アンケートを実施しました。 （地域連携部） 平成29年度からの新指定管理者についても、アンケートを実施し、利用者のニーズ把握に努めています。</p>	<p>伊賀市 地域連携部</p>
2. 施設の利用状況について（意見）		
<p>現在の利用状況からは、自主事業を充実させることによって、施設をより有効に活用できる可能性が高いため、三重県と指定管理者は活用方法について検討することが望ましい。</p>	<p>（伊賀市） 市行事で積極的にゆめドームを利用するよう働きかけを行いました。 （地域連携部） 平成29年度からの新指定管理者と県の間で例会を開催し、施設の有効活用について協議を行っています。新指定管理者においては、自主事業を拡充し取り組んでいます。</p>	<p>伊賀市 地域連携部</p>
3. 修繕計画の更新について（指摘）		
<p>県及び指定管理者である伊賀市は、平成23年度に、施設管理を委託していた業者から修繕計画の基資料を入手し修繕計画を策定している。県はこの修繕計画を考慮しつつ優先順位をつけ、修繕を実施しているが、修繕計画の策定以降、修繕の実績等の更新がなされていない。修繕計画は、施設・設備の状況に応じ改訂するべきであり、過去に策定された計画が実情に即しているか随時検討することが必要である。</p>	<p>（伊賀市、地域連携部） 修繕実績の更新を実施するとともに、各施設の現状把握、修繕計画の改訂に向けた作業を、指定管理者等と連携して行っているところです。</p>	<p>伊賀市 地域連携部</p>

<p>4. 再委託業務の履行確認について (指摘)</p> <p>再委託業務の履行確認について、全般的な施設管理業務の受託者が実施し、指定管理者が直接実施していないものが散見された。指定管理者は、各委託業務の契約当事者として各種委託業務の完了を自ら確認すべきである。</p>	<p>(伊賀市)</p> <p>指摘以降は、点検業者と日時を十分調整して、市職員がゆめドームに赴き履行確認を行いました。</p> <p>(地域連携部)</p> <p>平成 29 年度からの新指定管理者については、ゆめドームに常駐し、自ら施設管理業務を行っており、指摘のような事案は発生していません。</p>	<p>伊賀市 地域連携部</p>
<p>5. 再委託先への随意契約理由について (指摘)</p> <p>再委託先の選定に関し、原則として指名競争入札によらなければならない場合において、随意契約を締結している業務が存在し、随意契約によることについて根拠に乏しく、原則通り指名競争入札の導入を検討すべきものがある。もし指名競争入札の導入が困難であるならば随意契約を行う合理性について、より精緻な文書化が求められる。</p>	<p>(伊賀市)</p> <p>指摘以降、未契約の業務発注の際には競争入札により発注を行いました。</p> <p>(地域連携部)</p> <p>平成 29 年度からの新指定管理者についても、指定管理者の規程に基づき原則的には見積り合せなど競争性を確保した発注方法により、契約を行っています。</p>	<p>伊賀市 地域連携部</p>
<p>6. 貸与設備の不整備について (指摘)</p> <p>施設内を視察したところ、日焼けのため内容を確認することのできない案内板や破損した壁等、修繕すべき箇所が複数ある。現状、指定管理者としては、修繕の重要性を勘案し優先順位をつけて修繕を実施している。要修繕箇所をすべて直ちに修繕できるわけではないことは理解できるが、利用者の利便性向上等の面から改善されるべきである。</p>	<p>(伊賀市、地域連携部)</p> <p>指摘を受けた箇所については、今年度までに修繕を行いました。</p>	<p>伊賀市 地域連携部</p>

1. 事業報告について（意見）

平成 27 年度の事業報告を閲覧したところ、以下の記載が認められた。

「1. 利用者の拡大促進（1）利用者サービスの拡充」において、

①競技場運営方針・利用目標を設け、利用者のサービスに努め、拡大に努力した。

②利用者の立場に立って施設の有効利用、積極的な応対・接遇を行い業務改善・管理運営に努めた。

③利用者との大会事前打ち合わせや、定期的に利用者の説明会を行い、スムーズな大会運営に努めた。

上記については、記載はあるものの、その具体的な内容が報告されていなかった。事業報告の記載は指定管理者の評価につながるものであり、実績については可能な限り具体的に記載するのが望ましく、すでに実施されている内容を追加して記載することにより、より明瞭になる。例えば①については設定した目標とそれに対する実績、②については利用率の向上やアンケートの実施結果の記載、③については打ち合わせや説明会の実施状況等の記載が該当する。適切な記載方法について検討するのが望ましい。

（三重県体育協会グループ、地域連携部）

①については、平成 28 年度の事業報告書の別紙へ利用目標及び実績を記載しました。

②については、平成 28 年度の事業報告書へ利用率向上に向けた取組事例を記載しました。

③については、利用者調整会議の開催などによりスムーズな大会運営に努めました。

三重県体育協会グループ  
地域連携部

2. 委託業務確認時の手続について（意見）

「公益財団法人三重県体育協会会計規程」第 50 条には契約の履行確認について以下の定めがある。

第 50 条 契約の適正な履行を確保し、又は確認するため、代表理事は、職員に命じて必要な監督又は検査を行わせるものとする。

指定管理者によれば、実際に委託業務が実施されるのに際し、途中時点で現場を確認しているということであるが、この確認時点における記録は残されていない。

今後牽制効果を考えるのであれば、現在行われている所定の完了報告の提出について、最終の現場の状況を職員が確認した記録を残した上で提出させ、承認する体制とすることが望ましい。

（三重県体育協会グループ、地域連携部）

三重県体育協会グループにおいて、現場作業中及び最終の現場状況を職員が確認した記録を作成し、指定管理者現場責任者が承認することとしました。

三重県体育協会グループ  
地域連携部

## 3. 条例規定について（指摘）

指定管理者は、利用者の利便性向上を図るため、物品販売（飲食物、衣類・用具等）を行う業者から申請があった場合、駐車場等の施設の使用を認めている。当該使用に際しては、使用する面積1㎡あたり1回1,000円を指定管理者の収入として収受しており、平成27年度においては44件183千円を収入している。この使用料について、三重県都市公園条例（以下、「条例」という。）に明確な規定がない。地方自治法により、公の施設の利用に関する料金を指定管理者の収入として収受させる際には、条例に明確な定めが必要であることから、適切な条例の定めが必要である。

（地方自治法第244の2）

## 第8項

普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

## 第9項

前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

なお、三重県総合文化センターでは、利用者の利便性を高める目的でサービス提供を行う場合について、施設の目的内使用であると位置づけ、設置根拠となる条例において使用料を規定している。

（三重県総合文化センター条例 別表第三）

五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

（地域連携部）

使用料についての規定を明確に条例に規定しました。（平成29年3月28日改正）

【条例文面】

ニ 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスを提供する場合

区分	金額
一平方メートル当たり	一、〇〇〇円

備考 一 金額は、一日（一日に満たない場合は、一日とする。）当たりの額とする。  
 二 面積が一平方メートル未満であるとき又は面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該一平方メートル未満の数を一平方メートルとして計算する。

地域連携部

4. 設備・器具使用料について (指摘)

現在の三重県都市公園条例の規定では、三重交通G スポーツの杜 伊勢について、陸上競技場以外の設備・器具に係る利用料金の定めが明確ではない。陸上競技場以外においても、設備・器具について利用料金を収受していることから、明確に規定すべきであるが、体育館等の設備及び器具については従前より変更されていないにもかかわらず、不明確になっている。

なお、現状の料金表は、以下のとおりであり、内容は変更されておらず、従前どおりの利用料金が収受されている。

施設名	設備器具名		使用単位	使用料		
				アマチュアスポーツ	その他	
体育館	温水シャワー		1回	100円	100円	
	温水シャワー		1日	1,150円	1,780円	
	湯沸設備		1日	1,150円	1,780円	
	放送設備		1式1時間	420円	940円	
	照明設備	ステージ		1時間	730円	1,050円
		競技場	2列		840円	1,150円
			4列		1,680円	2,310円
			6列		2,520円	3,460円
	机		1日1脚	50円	70円	
	椅子	1人掛		30円	50円	
		4人掛		70円	140円	
	ピアノ		1台1時間	940円	1,470円	
	冷暖房設備		1時間	7,350円	10,500円	
競技器具一式		1日	2,000円	4,000円		
体育館別館	照明設備	5列照明	1時間	310円	420円	
		9列照明		520円	730円	
	冷暖房設備		1時間	4,200円	5,880円	
	競技器具一式		1日	1,000円	2,000円	

(地域連携部)  
使用料についての規定を明確に条例に規定しました。(平成29年3月28日改正)

【条例文面】

イ 体育館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額

ロ 体育館別館

区分	金額
設備及び器具一点又は一式につき	一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額

二 補助競技場

区分	金額
器具一点又は一式につき	一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額

ホ 付帯投てき場

区分	金額
器具一点又は一式につき	一九、五四〇円の範囲内において知事が定める額

地域連携部

5. 旧補助競技場について（指摘）	<p>平成 28 年 3 月に新補助競技場が完成し、使用が開始された。これに伴い旧補助競技場は新補助競技場への移転に際し、撤去されることとなっている。しかしながら、現地視察の時点（平成 28 年 8 月 3 日）において、旧補助競技場がグランドゴルフのため、使用されていた。後日指定管理者より、その理由については、管理の都合上、急遽芝刈を行うこととなり、新補助競技場が使用できなかったため緊急的に旧補助競技場を使用したとの説明を受けた。その利用に際しては、新補助競技場の利用料金を適用し徴収しているとのことである。</p> <p>新補助競技場が完成したことによって、旧補助競技場の公の施設としての位置づけが不明確になっており、既存設備の有効利用の観点を考慮したとしても、現状では条例上の設置根拠及び利用料金を徴収する根拠が明確ではない状況であるため、改善が必要である。</p>	<p>（三重県体育協会グループ、地域連携部） 当日は、本来利用いただく予定の施設が使用できなくなったための代替措置でした。 規定に沿った対応をしていきます。</p>	<p>三重県体育協会グループ 地域連携部</p>
6. 利用料の収納脱漏防止について（意見）	<p>施設利用料の収納の流れは、最初に利用許可申請書を作成し、次に利用料を収納し、日計表を作成したのち、日計総覧を作成して何日かまとめて銀行に入金している。利用許可申請書そのものの計算チェックと所長承認、そして書類相互間の齟齬がないように日計総覧と銀行通帳のチェックを行っている。しかしこれだけでは、利用許可申請書を作成していなかったり、廃棄したりすることで施設利用料の着服が行われるリスク、もしくは、申請書が作成されたとしても、日計表への計上漏れが生じるリスクを十分に回避することができないと考えられる。したがって、次のような対応を検討することが望ましい。</p> <p>利用許可申請書を作成しないリスクに対しては、受付に利用者向けに、利用に際しては必ず利用許可申請書を作成する旨の案内を掲示して抑止効果とすることが考えられる。また、利用許可申請書を廃棄するリスクに対しては、現在はなされていない連番管理を実施した上で、所長印を押印するなどして複製を防止するといった対応策が考えられる。そして、利用許可申請書から日計表への計上漏れが生じるリスクに対しては、事務作業の便宜上現在作成している利用許可申請書をまとめたリストと、日計総覧を照合することによって、施設利用料の収納の流れの最初である利用許可申請書と、最後である銀行通帳への入金額を確認することにより防止できると考える。</p>	<p>（三重県体育協会グループ、地域連携部） 指定管理者である三重県体育協会グループにより、利用者に対し必ず利用許可申請書を作成する旨の案内を掲示しました。 利用許可申請書への指定管理者現場責任者印押印及びナンバリングも実施しました。</p>	<p>三重県体育協会グループ 地域連携部</p>
7. 利用券の販売について（意見）	<p>トレーニングセンターの利用は 1 時間もしくは 2 時間の利用が可能である。また、回数券や 1 か月もしくは 2 か月の定期券を購入して利用することも可能である。これらは入口にある自動券売機で販売しているものの、1 時間の利用券のみボタン設定がなく、窓口で販売を行っている。1 時間の利用者が増加傾向にあることや、利用開始時間をその都度記録しておかなくてはならず、事務的な煩雑さを伴うことから自動券売機に 1 時間券ボタンを設置することが望ましい。</p>	<p>（三重県体育協会グループ、地域連携部） 自動券売機へのボタンの追加はコストがかかるため、当面は領収書の発行で対応していきませんが、今後、ボタンの追加を検討していきます。</p>	<p>三重県体育協会グループ 地域連携部</p>



<p><b>8. 領収書の連番管理について（意見）</b></p> <p>現在、領収書については、連番が付されているものの、一枚ずつ切り離したものを、正常に使ったものと、書き損じたものを別々に綴じ直して管理している。</p> <p>このように、別々に綴じ直して管理すると、それぞれの冊子の中で連番管理することができない。領収書の連番管理は売上の脱漏防止のためにも必要であることから、別々ではなく、一冊に綴じ直して、同じ冊子で管理するよう改善することが望ましい。</p>	<p>（三重県体育協会グループ、地域連携部）</p> <p>指定管理者である三重県体育協会グループにより、領収書を一冊に綴じ直して、単一冊子で管理するようにしました。</p>	<p>三重県体育協会グループ 地域連携部</p>
<p><b>9. 領収書の記載方法について（指摘）</b></p> <p>領収書の控えを閲覧したところ、改ざんが可能な金額の記載方法が散見された。領収書の記載金額は先方に対して収受金額を示す重要な証憑である。そこで、記載金額の改ざん防止のために、「金」と「円也」の間に隙間が生じないように金額を左詰めに記載して右側の空欄には横線を入れるといった措置を講じる必要がある。</p>	<p>（三重県体育協会グループ、地域連携部）</p> <p>指定管理者である三重県体育協会グループにより、金額を左詰めに記載し、右側の空欄部分には横線を入れるよう徹底しました。</p>	<p>三重県体育協会グループ 地域連携部</p>
<p><b>10. 長期修繕計画について（指摘）</b></p> <p>施設の適切な維持管理やライフサイクルコスト縮減のためには、建物本体や建物附属設備、機械・備品等については県として中長期的な修繕計画を策定し、随時改訂することが必要である。しかしながら、三重交通G スポーツの杜 伊勢については、県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。</p> <p>施設の現状については指定管理者が多く情報を有していると考えられるため、今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、適切な維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。</p>	<p>（三重県体育協会グループ、地域連携部）</p> <p>指定管理者と連携し、施設の現状把握、計画の策定の検討を行っています。</p>	<p>三重県体育協会グループ 地域連携部</p>

1. 受益者負担の適正化について (指摘)

平成 27 年度三重県営鈴鹿スポーツガーデン収支計算書 (以下、「収支計算書」という。)によれば、収入の状況は以下のとおりである。

	金額 (千円)
施設使用料及び手数料収入	101,647
スポーツ教室参加料収入	39,914
その他収入	3,795
指定管理料収入	332,294
合計	477,652

上記のうち、施設使用料及び手数料収入の内訳は以下のとおりである。

	金額 (千円)
水泳場	42,718
庭球場	27,546
サッカーラグビー場	14,065
体育館	17,317
合計	101,647

施設使用料及び手数料収入の約 4 割が水泳場から発生している。支出は施設ごとに区分されていないが、比較的試算が容易な光熱水費支出の電気使用料金について、水泳場で発生した金額を試算する。

(単位：千円)

	収支計算書計上金額	うち水泳場・庭球場における発生額	左記のうち水泳場で発生していると推計した金額
光熱水費支出のうち電気使用料	69,428	60,948	54,853

(資料出所：三重県営鈴鹿スポーツガーデン 電力量及び電気使用料の推移)

(試算の前提)

担当者へのヒアリングに基づき、水泳場・庭球場における発生額のうち、90%が水泳場に

(三重県体育協会グループ、地域連携部)  
県は指定管理者と十分に情報共有を行いつつ、利用者の立場に立って料金のあり方について検討していきます。

三重県体育協会グループ  
地域連携部

において発生しているものと推計した。

上記のとおり、電気使用料に占める水泳場の割合は高く、施設使用料は電気使用料を賄うこともできていない。水泳場の収支状況は庭球場など他の施設に比べて悪いと推測される。上記試算は一定の仮定のもとに行ったものであり、厳密な計算を行ったものではないが、受益者に適正な負担を求めるといった観点あるいは他の施設利用者との受益者負担の公平性という観点からすれば、水泳場利用者に対してより多くの負担を求めるとも考えられるところである。

いずれにせよ、受益者負担が適正であるかを判断する根拠となる施設別の収支状況が現状では不明であるため、利用料金の改定について厳密な議論をすることができない。利用料金の改定が必要であるか否かについては定期的に検討すべきと考えるが、県と指定管理者はその検討に必要なデータの整備を行うことが必要である。

2. 一般競争入札の導入について（意見）

「公益財団法人三重県体育協会会計規程」第45条には契約の方法について以下の定めがある。

第45条 売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

契約の方法について上記以外の定めはなく、どの契約方法を選択するかは契約の都度、文書により決裁されている。清掃業務、警備業務、樹木緑地芝等管理業務、施設管理業務の4つの業務については、経済性を追求する観点から平成26～30年度を対象とした長期継続契約が行われている。

業務名	落札率	
清掃業務	92.25%	
施設管理業務	100.00%	不落による随意契約
警備業務	100.00%	不落による随意契約
樹木緑地芝等管理業務	76.92%	

上記はいずれも指名競争入札であった。指名競争入札の理由は以下のとおりである。

過去に当業務委託入札に参加又は応札している事業所であることから当業務の受託意志があり、過去の入札時に他施設での履行実績の確認ができており、県内事業所育成のための左記に該当する県内事業所を指名した。

上記業務委託のうち、施設管理業務と警備業務については入札が不調に終わったことか

(三重県体育協会グループ、地域連携部)

現在の指定管理の全期間について清掃業務等は契約済みであるため、県として次期の指定管理者に対してより経済的に契約ができるよう指導してまいります。

三重県体育協会グループ  
地域連携部

<p>ら、最低価格を提示した事業者と交渉を行い、契約を行っている。          一般競争入札を導入した場合、より経済的に契約できた可能性がある。また、清掃業務の落札率は92.25%であり、経済性を追求できる余地があると思われる。          原則として一般競争入札を行うことが望ましい。</p>		
<p>3. 予定価格の積算について（指摘）</p>		
<p>「2. 一般競争入札の導入について」で検討の対象とした4つの契約のうち、清掃業務をサンプルとして抽出し、予定価格の算出過程について検討した。「委託業務内容積算書」を閲覧し、労務単価の金額について質問したところ、前回の積算と同じ金額を用いており、資料を閲覧したところ平成22年度「建築保全業務労務単価」及び平成15年度「建築保全業務積算基準」を適用して積算されており、最新の基準が適用されていなかった。施設管理業務及び警備業務においても同様に、単価は前回と同じものを使用しているとのことであった。ただし、警備業務については前回の入札の状況を勘案して単価を下げているとのことである。          入札が不調となった場合には予定価格を上限として契約されるため、単価の妥当性については継続的に見直し、最新の基準により算定する必要がある。</p>	<p>（三重県体育協会グループ、地域連携部）          指定管理者である三重県体育協会グループにおいて、最新のデータを用いて予定価格を算定しています。</p>	<p>三重県体育協会グループ          地域連携部</p>
<p>4. 貸与設備の不整備について（指摘）</p>		
<p>屋内プール棟内には防犯カメラが10台設置されているが、このうち正常に作動しているものはわずか2台で、全く映らないものが5台ある。このほか3台についてはカメラが作動してはいるものの、カメラの方向がずれていることにより、本来監視すべき映像をとらえられていない。          利用者の安心安全のために設置されている防犯カメラが実質上機能していない。          担当者によれば、これら防犯カメラは老朽化のため取り替えざるを得ず、そのためには1千万円を超える費用が必要になるとのことである。リスク分担表にあるとおり、修繕にあたり100万円を超える部分については、県の負担であり、指定管理者として多額の費用負担をすることはできないことは理解できるが、機能していない防犯カメラを放置している現状は看過できず、改善する必要があると考える。          また、敷地内の最も奥にある多目的広場の整備も不十分である。通常フットサルやアーチェリーに利用される当該広場にはところどころ雑草が生えており、整備が行き届いているとは言い難く、改善する必要があると考える。          このほか、各種設備も老朽化が進み、主にサッカー場として使用されるメインスタジアムの芝生の周りの舗装にひび割れが生じていたり、テニスコートの芝生が経年劣化によりはがれ、応急補修をしているが段差が生じていたりするため利用者が足をとられかねない状況にあり、整備改善する必要がある。</p>	<p>（三重県体育協会グループ、地域連携部）          指定管理者である三重県体育協会グループにおいて、平成29年1月17日に屋内プール棟内の防犯カメラを更新しました。          また、多目的広場は定期的に除草等を実施しており、テニスコートについては県施工で29年度内に芝生の全面張替工事（三重交通Gスポーツの杜鈴鹿庭球場センターコート人工芝張替工事）を完了します。          引き続き維持改善に努めていきます。</p>	<p>三重県体育協会グループ          地域連携部</p>

5. 長期修繕計画について（指摘）

施設の適切な維持管理やライフサイクルコスト縮減のためには、建物本体や建物附属設備、機械・備品等については県として中長期的な修繕計画を策定し、随時改訂することが必要である。しかしながら、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿については、県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。  
施設の現状については指定管理者が多くの情報を有していると考えられるため、今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、適切な維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

（三重県体育協会グループ、地域連携部）  
指定管理者と連携し、施設の現状把握、計画の策定の検討を行っています。

三重県体育協会グループ  
地域連携部

IV 現金管理センター

1. 再委託における県への報告について (指摘)

現在の委託業務と県への報告されている委託業務について、業務の数及び内容の対応関係が不明瞭になっている。再委託について県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。

(特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク、地域連携部)  
平成 28 年度の申請から、業務が明確に特定されるよう正確な記載に努めています。

特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク  
地域連携部

2. 再委託の手続もれについて (指摘)

1 業務の再委託について、県への申請からもれていた。再委託を実施する場合の申請の必要性については、県との基本協定書に定められているところであり、遵守する必要がある。

(特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク、地域連携部)  
平成 28 年度の申請から、再委託について漏れがないように申請しています。

特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク  
地域連携部

3. 販売用パンフレット等について (指摘)

教材等としても配布されるパンフレット等を制作し販売しているが、当該年度末の在庫数が 1,000 冊を超えるものが 5 種類存在する。過去の配布や販売等の実績を考慮するなどした契約に基づき、適切な数量を発注すべきである。また、これらの在庫については、適切な金額をもって貸借対照表に計上すべきである。現状、棚卸資産の管理に関する規程は存在していないことから、在庫評価に関する方針も含めた棚卸資産管理規程を定め、適切な在庫管理を実施する必要がある。

(特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク、地域連携部)  
平成 29 年度は、これまでの販売実績等を参考に発注数を見直すとともに、長期間在庫として多く残っているパンフレット類については、見学者やイベント等で配布するなど有効活用を進めました。  
また、棚卸資産の管理に関する規程の作成を進めるとともに、在庫は貸借対照表に計上するなど、適切な在庫管理に努めています。

特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク  
地域連携部

4. 現金の管理について (意見)

現金の管理については、金種表を作成し、その結果を上長が承認するというような統制は実施されていない。より適切な現金管理のためにも改善が望ましい。

(特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク、地域連携部)  
平成 28 年度から金種表を作成し、適切な現金管理に努めています。

特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク  
地域連携部

5. 長期修繕計画について（指摘）

県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、維持管理とライフサイクルコストの削減に努めるべきである。

（特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク、地域連携部）  
指定管理者と連携し、関係部局の協力も得ながら、今年度中を目途に長期修繕計画を策定します。

特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク  
地域連携部

9 審議会等の審議状況について（報告）  
 （平成29年11月22日～平成30年2月18日）

1 審議会等の名称	三重県固定資産評価審議会
2 開催年月日	平成29年12月11日
3 委員	会長 中西 光男 委員 森 祐子 他9名
4 諮問事項	平成30年度固定資産（土地）に係る基準地価格 について
5 調査審議結果	原案について承認を得る
6 備考	